証券コード　9815
平成22年１月21日

株　主　各　位

東京都江東区潮見２丁目10番24号
カテナ株式会社
代表取締役社長　杉　山　　一

臨時株主総会招集ご通知

拝啓　益々ご清祥のこととお慶び申しあげます。

さて、当社臨時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申しあげます。

なお、当日ご出席願えない場合は、同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示のうえご返送いただくか、議決権行使書用紙に記載の当社議決権行使サイトにアクセスしインターネットによりご行使いただくか、いずれかの方法により議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討くださいまして、平成22年２月４日（木曜日）午後５時までに議決権をご行使くださいますようお願い申しあげます。　　敬　具

記

1. **日　　時**　平成22年２月５日（金曜日）　午前10時
2. **場　　所**　東京都江東区潮見２丁目10番24号
　　カテナ株式会社　本社ビル　４階会議室
　　（末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。）
3. **目的事項**

決議事項

第１号議案　当社と株式会社システムプロとの合併契約承認の件

第２号議案　剰余金の配当の件

第３号議案　合併による当社解散に伴う退任取締役および退任監査役に対する退職慰労金贈呈の件

4. 議決権行使についてのご案内

(1) 郵送による議決権行使の場合

同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、平成22年２月４日（木曜日）午後５時までに到着するようご返送ください。

(2) インターネットによる議決権行使の場合

インターネットにより議決権を行使される場合には、次頁の【インターネットにより議決権を行使される場合のお手続について】をご高覧のうえ、平成22年２月４日（木曜日）午後５時までにご行使ください。

以　上

（注）１．本株主総会にご出席の際は、お手数ながら、同封の議決権行使書用紙を会場受付へご提出くださいますようお願い申しあげます。

２．株主総会参考書類について、株主総会の前日までに修正すべき事情が生じた場合には、書面による郵送または当社ホームページ(http://www.catena.co.jp/ir/soukai.htm)において、掲載することによりお知らせいたします。

【インターネットにより議決権を行使される場合のお手続について】

議決権をインターネットにより行使される場合は、下記事項をご了承のうえ、行使していただきますようお願い申しあげます。

記

1. インターネットによる議決権行使は、会社の指定する以下の議決権行使サイトをご利用いただくことによってのみ可能です。なお、携帯電話を用いたインターネットでもご利用いただくことが可能です。

【議決権行使サイトURL】http://www.webdk.net

※バーコード読取機能付の携帯電話を利用して右の「QRコード」を読み取り、議決権行使サイトに接続することも可能です。なお、操作方法の詳細についてはお手持ちの携帯電話の取扱説明書をご確認ください。

2. インターネットにより議決権を行使される場合は、同封の議決権行使書用紙に記載の議決権行使コードおよびパスワードをご利用のうえ、画面の案内にしたがって議案の賛否をご登録ください。
3. インターネットによる議決権行使は、平成22年２月４日（木曜日）午後５時まで受付いたしますが、議決権行使結果の集計の都合上、お早めに行使されるようお願いいたします。
4. 書面とインターネットにより、二重に議決権を行使された場合は、インターネットによるものを有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。
5. インターネットによって、複数回数にわたり議決権を行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。
6. 議決権行使サイトをご利用いただく際のプロバイダへの接続料金および通信事業者への通信料金（電話料金等）は株主様のご負担となります。

【インターネットによる議決権行使のためのシステム環境について】

議決権行使サイトをご利用いただくためには、次のシステム環境が必要です。

①インターネットにアクセスできること。

②パソコンを用いて議決権行使される場合は、インターネット閲覧（ブラウザ）ソフトウェアとして、Microsoft® Internet Explorer 6.0 以上を使用できること。ハードウェアの環境として、上記インターネット閲覧（ブラウザ）ソフトウェアを使用することができること。

③携帯電話を用いて議決権行使される場合は、使用する機種が、128bitSSL通信（暗号化通信）が可能な機種であること。
（セキュリティ確保のため、128bitSSL通信（暗号化通信）が可能な機種のみ対応しておりますので、一部の機種ではご利用できません。）

（Microsoftは、米国Microsoft Corporationの米国およびその他の国における登録商標です。）

【インターネットによる議決権行使に関するお問い合わせ】

インターネットによる議決権行使に関してご不明な点につきましては、以下にお問い合わせくださいますようお願い申しあげます。

株主名簿管理人　住友信託銀行証券代行部
【専用ダイヤル】 0120-186-417　（24時間受付）
〈用紙の請求等、その他のご照会〉 0120-176-417　（平日9:00～17:00）

株主総会参考書類

議案および参考事項

第１号議案　当社と株式会社システムプロとの合併契約承認の件

１．合併を行う理由

当社は、「金融機関向けを中心とするシステム開発」「システムの運用・保守、ヘルプデスク」「システムインテグレーション」および「ＩＴ関連商品の販売」を主たる業務として事業展開を行っております。

一方、株式会社システムプロ（以下「システムプロ」という。）は、「携帯電話端末ソフトウェアの仕様策定、設計開発、品質評価」と「企業向けシステム、コンシューマー向けポータルサイト開発と品質管理」を主たる業務として事業展開を行っております。

両社は、ユビキタス社会の到来にあたり、「携帯・金融・ポータル」というキーワードのもとに、両社の事業が相互に補完関係を築けるものとの認識のもと、両社の経営資源・ノウハウを相互活用することにより、両社の企業価値の極大化と事業基盤および経営基盤の拡充を図ることが可能になると考え、平成19年２月28日に資本・業務提携契約を締結いたしました。その結果、システムプロの当社への出資比率は29.92％になり、当社の筆頭株主となりました。（尚、その後当社の実施した第三者割当増資等により平成21年９月30日現在の出資比率は36.68％となっております。）

この後、約３年間で、システム開発、ＩＴサービス、ソリューション営業等の各事業分野で業務提携を推進し、着実に成果を収めてまいりました。

また、平成21年４月より、両社は共同で新規事業として「クラウドソリューション」ビジネスを開始しております。

このような状況の中で、当社は次の４つの理由から当社とシステムプロが合併により経営を一体化し、事業展開していくことが最善の策であると判断し、合併契約を締結するに至りました。

第一に当社の中核ビジネスである金融系システム開発事業において汎用系中心であった基幹業務システムのオープン系技術への転換需要が増加してくる中で、システムプロが有するオープン系システム開発の人材・技術・ノウハウ等と融合する事でシステム開発事業の強化・拡大を図ることが可能と判断いたしました。

第二に当社がＩＴ総合商社を目指し、システムの企画・提案から運用・保守までのワンストップソリューションによるビジネスモデルを進めていく中で、システムプロのＷｅｂサイト開発等の人材・技術・ノウハウを活用することでより付加価値の高いサービスが提供できると判断いたしました。

第三に今後のマーケットの拡大が見込まれる前述のクラウドソリューシ

ョンビジネスの立ち上げに加えて、当社のシステム開発事業とシステムインテグレーション事業にシステムプロが得意とする移動体高速データ通信システム事業を融合させることによって、エア・シンクライアント・サービス※注を実現させ、新しいビジネスモデルとして立ち上げ、確立させていくことが当社の今後の成長に必要不可欠と判断いたしました。

第四にＩＴサービス業界の再編が進む中、両社が合併することで、経営規模の拡大と財務基盤の強化、並びに事業を推進する上での経営資源の強化が図られ、さらなるM&Aにより会社を成長させていく戦略の第一歩とすることができると判断いたしました。

株主の皆様におかれましては、何卒この合併の趣旨にご賛同いただき、本議案につきご了承賜りますようお願い申し上げます。

※(注)　ユビキタス端末と移動体通信網を経由したクラウドシステムを使うことでリアルタイムな相互データ通信を可能にし、あらゆる業種の生産性を飛躍的に向上させるシステム

２．合併契約の内容の概要

合併契約の内容は、以下の合併契約書（写）のとおりです。

合 併 契 約 書 (写)

株式会社システムプロ（以下「甲」という。）及びカテナ株式会社（以下「乙」という。）は、合併に関し、以下のとおり合意したので、末尾記載の日付で、本合併契約書（以下「本契約」という。）を締結する。

第１条　合併の方法

本契約に定める諸条件に基づき、甲及び乙は合併して、甲は存続し、乙は解散する。本契約に基づく合併を以下「本件合併」という。

第２条　合併当事者

甲及び乙の商号及び住所は以下のとおりである。

甲　：株式会社システムプロ
　　横浜市西区みなとみらい二丁目２番１号

乙　：カテナ株式会社
　　東京都江東区潮見二丁目 10 番 24 号

第3条　合併対価の交付及び割当て

1. 甲は、本件合併に際して普通株式を交付することとし、その総数は、第６条に定める効力発生日の前日の最終の乙の株主名簿に記載又は記録された株主（甲及び乙を除く。）の所有する乙の普通株式の合計数に、0.0048を乗じた数とする。
2. 甲は、前項の乙の株主に対し、その所有する乙の普通株式１株につき、甲の普通株式0.0048株の割合で割り当てるものとする。
3. 前２項の結果乙の各株主に生じた１株未満の端数については会社法第 234 条に基づき処理するものとする。

第4条　資本金及び準備金

本件合併により増加すべき甲の資本金及び準備金の額は、以下のとおりとする。但し、甲及び乙は、第６条に定める効力発生日の前日における甲及び乙の財産状態を考慮して、甲乙協議の上、これを変更することができる。

(1) 資本金　：０円
(2) 資本準備金　：０円
(3) その他資本剰余金　：会社計算規則第35条に定める株主資本等変動額
(4) 利益準備金　：０円
(5) その他利益剰余金　：０円

第5条　新株予約権

乙は、平成22年２月26日までに、「カテナ株式会社第２回新株予約権＜新株予約権の要領＞」の定めに従い、乙の全ての第２回新株予約権を取得して消却するものとする。

第6条　効力発生日

本件合併がその効力を生ずる日（以下「効力発生日」という。）は、平成22年４月１日とする。但し、合併手続の進行に応じ必要があるときは、甲乙協議の上、これを変更することができる。

第7条　合併承認総会

甲は平成22年１月28日に、乙は平成22年２月５日に、それぞれ株主総会（以下「合併承認総会」という。）を開催し、本契約の承認及び本件合併に必要な事項に関する決議を求めるものとする。なお、合併手続の進行に応じ必要があるときは、甲及び乙は協議の上、期日を変更することができる。

第８条　定款の変更

甲は、甲の合併承認総会において、本件合併の効力が生じることを条件として効力発生日において甲の定款を変更する旨の議案を上程し、その承認を求めるものとする。定款変更案は、甲乙協議し合意の上、これを定めるものとする。

第９条　本件合併に際して就任する取締役及び監査役等

1. 効力発生日における甲の代表取締役及びその役職は、次のとおりとする。
   代表取締役社長　　逸見 愛親
   代表取締役副社長　　三浦 賢治
   代表取締役副社長　　杉山 一

2. 本件合併に際して新たに甲の取締役に就任すべき者（以下「本就任取締役」という。）は、次のとおりとする。本就任取締役の就任の時期は、効力発生日とする。
   代表取締役　　杉山 一
   取締役　　平本 謹一
   取締役　　小田 信也
   取締役　　甲斐 隆文

3. 効力発生日における甲の代表取締役及び本就任取締役以外の甲の取締役は、次のとおりとする。
   取締役　　淵之上 勝弘
   取締役　　国分 靖哲
   取締役　　板谷 嘉之

4. 本件合併に際して新たに甲の監査役に就任すべき者（以下「本就任監査役」という。）は、次のとおりとする。本就任監査役の就任の時期は、効力発生日とする。
   監査役（常勤）原 徹
   監査役　　中村 嘉宏

5. 効力発生日における本就任監査役以外の甲の監査役は、次のとおりとする。
   監査役（常勤）川口 幸久
   監査役　　沼尾 雅徳
   監査役　　佐藤 正男

6. 甲は、甲の合併承認総会において、本件合併が効力を生じることを条件として本就任取締役及び本就任監査役を甲の取締役及び監査役に選任する旨の議案を上程し、その承認を求めるものとする。

第 10 条　財産及び権利義務の引継ぎ

乙は、平成 21 年３月 31 日現在の乙の貸借対照表その他同日現在の計算を基礎とし、これに効力発生日までの増減を加除した資産、負債及び権利義務の一切を効力発生日において甲に引き継ぎ、甲はこれを承継する。

第 11 条　善管注意義務

甲及び乙は、本契約締結の日から効力発生日前日に至るまで、善良な管理者の注意をもって、業務の執行及び財産の管理運営を行うものとし、その財産及び権利義務に重要な影響を及ぼす行為については、予め甲乙協議し合意の上、これを行う。

第 12 条　剰余金の配当限度額

1. 甲は、平成 21 年 10 月 31 日の最終の株主名簿に記録された株主に対し、法令に基づく分配可能額の範囲内で、甲の合併承認総会の承認を経て、株式１株当たり 1,200 円、総額 269,419,200 円を上限として、剰余金の配当を行うことができる。

2. 乙は、平成 22 年３月 31 日の最終の株主名簿に記録された株主に対し、法令に基づく分配可能額の範囲内で、乙の合併承認総会の承認を経て、株式１株当たり５円、総額 175,120,255 円を上限として、剰余金の配当を行うことができる。

3. 甲は、平成 22 年３月 31 日の最終の株主名簿に記録された株主に対し、法令に基づく分配可能額の範囲内で、甲の平成 22 年６月開催予定の株主総会の承認を経て、株式１株当たり 1,000 円、総額 231,000,000 円を上限として、剰余金の配当を行うことができる。

第 13 条　従業員の処遇

甲は、効力発生日に乙の従業員を引き継ぐものとし、従業員の処遇については、別途甲乙協議の上これを定める。

第 14 条　合併条件の変更及び合併契約の解除

本契約締結の日から効力発生日前日までの間において、天災地変その他の事由により、甲又は乙の資産状態、経営状態に重大な変更が生じたときは、甲乙協議の上、合併条件を変更し、又は本契約を解除することができる。

第 15 条　本契約の効力

本契約は、甲及び乙の合併承認総会の承認又は法令に定める関係官庁等の承認が得られないときは、その効力を失う。

第 16 条　契約内容の変更

本契約の内容は、甲及び乙の書面による合意によってのみ変更することができる。

第 17 条　準拠法及び合意管轄

本契約の準拠法は日本法とし、本契約に関連して生じた紛争については、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

第 18 条　本契約に定めのない事項

本契約に定める事項の他、本件合併に関し必要な事項は、本契約の趣旨に従い、甲乙協議の上定める。

本契約成立の証として、本書２通を作成し、各当事者記名捺印の上、各１通を保有する。

平成 21 年 12 月 14 日

甲：　横浜市西区みなとみらい二丁目２番１号
株式会社システムプロ
代表取締役　逸見愛親　㊞

乙：　東京都江東区潮見二丁目 10 番 24 号
カテナ株式会社
代表取締役　杉山一　　㊞

以上

３．会社法第298条第１項の決定をした日における会社法施行規則第182条第１項各号（第５号および第６号を除く。）の内容の概要

(1) 合併対価の相当性に関する事項（会社法施行規則第182条第１項第１号、同条第３項）

① 合併対価の総数および割当の相当性に関する事項

（ア）合併に係る割当の内容

本合併にあたり、合併効力発生日前日における当社の最終の株主名簿に記録された株主に対して、その所有する当社の普通株式１株に対し、システムプロの普通株式0.0048株の割当比率（以下「合併比率」という。）をもって、システムプロの普通株式を割当て交付いたします。ただし、当社が保有する自己株式（平成21年９月30日現在：2,731,570株）並びにシステムプロが保有する当社株式（平成21年９月30日現在：12,679,700株）への割当て交付は行いません。

会社名	株式会社システムプロ（存続会社）	カテナ株式会社（消滅会社）
合併比率	1	0.0048

（イ）合併に係る割当の内容の算定根拠

ａ．算定の基礎

本合併に係る合併比率の算定にあたっては、公正性および妥当性を期すため、当社はアビームM&Aコンサルティング株式会社（以下「アビームM&Aコンサルティング」という。）を、システムプロは大和証券エスエムビーシー株式会社（以下「大和証券ＳＭＢＣ」という。なお、大和証券ＳＭＢＣは、平成22年１月１日に「大和証券キャピタル・マーケッツ株式会社」に商号変更しております。）を第三者算定機関として選定し、それぞれ合併比率の算定を依頼いたしました。

ｂ．算定の方法

［当社］

アビームM&Aコンサルティングは、本合併における合併比率の算定方法を検討した結果、当社およびシステムプロの株式に市場株価が存在することから市場株価法による算定を行うと同時に、将来の事業活動の状況を評価に反映するため、ディスカウンテッド・キャッシュフロー法（以下「ＤＣＦ法」という。）を採用し、合併比率の算定を行いました。なお、市場株価法では、平成21年12月11日を基準日として、一般的な算定平均期間および両社の市場取引状況に鑑み、過去１ヶ月、３ヶ月および６ヶ月の終値平均を採用いたしました。

アビームM&Aコンサルティングによる合併比率の算定結果の概要は以下のとおりです。

算定方法	合併比率 （システムプロ＝1.00）
市場株価法	0.00468～0.00526
ＤＣＦ法	0.00479～0.00559

なお、アビームM&Aコンサルティングが提出した合併比率の算定結果は、本合併の公正性について何ら意見を表明するものではありません。

アビームM&Aコンサルティングは、合併比率の分析に際して、両社から提供を受けた情報、ヒアリング結果および一般に公開された情報等を原則としてそのまま採用し、それらが全て正確かつ完全なものであることを前提としており、独自にそれらの正確性および完全性の検証を行っておりません。また、両社とその関係会社の資産または負債（偶発債務を含みます。）について、個別の各資産、各負債の分析および評価を含め、独自に評価、鑑定または査定を行っておりません。加えて、両社の財務予測については両社の経営陣による現時点で可能な最善の予測と判断に基づき合理的に作成されたことを前提としております。アビームM&Aコンサルティングの合併比率の分析は、平成21年12月11日現在までの情報等を反映したものであります。

［システムプロ］

大和証券ＳＭＢＣは、本合併における合併比率の算定方法を検討した結果、当社およびシステムプロがいずれも上場会社であり、市場株価が存在していることから、市場株価法を採用し、また両社についてそれぞれの将来の収益性を考慮した理論株価による検証を行うため、ＤＣＦ法を採用して、合併比率の分析・評価を行いました。

なお、市場株価法では、前述と同様に平成21年12月11日を基準日として、一般的な算定平均期間および両社の市場取引状況に鑑み、過去１ヶ月、３ヶ月および６ヶ月の終値平均を採用いたしました。

大和証券ＳＭＢＣによる合併比率の算定結果の概要は以下のとおりです。

算定方法	合併比率 （システムプロ＝1.00）
市場株価法	0.004679～0.005262
ＤＣＦ法	0.003476～0.005242

なお、大和証券ＳＭＢＣが提出した合併比率の算定結果は、本合併の公正性について何ら意見を表明するものではありません。

大和証券ＳＭＢＣは、合併比率の分析に際して、両社から提供を受けた情報、ヒアリング結果および一般に公開された情報等を原則としてそのまま採用し、それらが全て正確かつ完全なものであることを前提としており、独自にそれらの正確性および完全性の検証を行っておりません。また、両社とその関係会社の資産または負債（偶発債務を含みます。）について、個別の各資産、各負債の分析および評価を含め、独自に評価、鑑定または査定を行っておりません。加えて、両社の財務予測については両社の経営陣による現時点で可能な最善の予測と判断に基づき合理的に作成されたことを前提としております。大和証券ＳＭＢＣの合併比率の分析は、平成21年12月11日現在までの情報等を反映したものであります。

なお、アビームM&Aコンサルティングおよび大和証券ＳＭＢＣが両社より提供を受けた財務予測において、両社の業績は、今後２年程度で世界的な金融危機以前の水準への回復が見込まれております。

ｃ．算定の経緯

上記のとおり、当社およびシステムプロは、各々の第三者算定機関に本合併に係る合併比率の算定の依頼を行い、当社はアビームM&Aコンサルティングより、システムプロは大和証券ＳＭＢＣより、それぞれ合併比率の算定結果を受領し、この算定結果を参考として、両社の財務の状況や、資産の状況、将来の見通し等の要因を総合的に勘案し、両社にて協議を重ねた結果、最終的に上記合併比率が妥当であるとの判断に至り合意いたしました。

② 合併対価としてシステムプロ普通株式を選択した理由

当社とシステムプロは対等の精神による統合を念頭に、形式的にはシステムプロを存続会社とする吸収合併の形式を選択いたしました。本合併後の合併存続会社の議決権については、両社の普通株主様に合併比率に基づき引き続き保有していただくことが相当であるとの認識により、合併対価をシステムプロ普通株式としました。

③ システムプロの資本金および準備金の額に係る事項についての定めの相当性に関する事項

本合併により増加するシステムプロの資本金および資本準備金等の額は、会社計算規則第35条の規定を適用し次のとおりといたします。

（ア） 資本金　　０円

（イ） 資本準備金　　０円
（ウ） その他資本剰余金　会社計算規則第35条に定める株主資本等変動額
（エ） 利益準備金　　０円
（オ） その他利益剰余金　０円

(2) 合併対価について参考となるべき事項（会社法施行規則第182条第１項第２号、同条第４項第１号）

① システムプロの定款の定め

システムプロの定款の定めは19頁にある参考資料２をご参照ください。なお、システムプロの合併承認総会において、本合併が効力を生じることを条件として、効力発生日において、システムプロの定款を26頁にある参考資料３に記載のとおり変更する予定となっております。

② 合併対価の換価の方法に関する事項

（ア）合併の対価を取引する市場

合併の対価であるシステムプロの普通株式は、東京証券取引所市場第一部に上場しており、当市場にて取引することが可能です。

（イ）合併対価の取引の媒介、取次ぎまたは代理を行う者

合併の対価であるシステムプロの普通株式は上場有価証券であり、日本国内の全ての証券会社で取引の媒介、取次ぎまたは代理を行っております。

（ウ）合併対価の譲渡その他の処分に関する制限とその内容

該当事項はありません。

③ 合併対価の市場価格に関する事項

当社とシステムプロが合併契約を締結した日（平成21年12月14日）の前営業日を基準日としたシステムプロの普通株式の東京証券取引所市場第一部における取引価格は以下のとおりであります。

基準日（平成21年12月11日）終値	41,900円
基準日前１ヶ月終値平均	41,505円
基準日前３ヶ月終値平均	42,903円
基準日前６ヶ月終値平均	43,605円

※終値平均は期間中営業日における終値の単純平均

なお、システムプロ（証券コード：2317）の普通株式の市場価格の動向は、下記のウェブサイトに掲載されております。

http://markets.nikkei.co.jp/

(3) 吸収合併に係る新株予約権の定めの相当性に関する事項

当社は、システムプロとの合併に際し、平成22年２月26日までに、「カテナ株式会社第２回新株予約権＜新株予約権の要領＞」の定めに従い、当社の全ての第２回新株予約権を取得して消却するものとしております。

(4) 計算書類等に関する事項（会社法施行規則第182条第１項第４号、同条第６項）

① システムプロの最終事業年度に係る計算書類等

29頁から66頁までに記載の参考資料４のとおりです。

② システムプロの最終事業年度の末日後の日を臨時決算日とする臨時計算書類等の内容

該当事項はありません。

③ システムプロの最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象

該当事項はありません。

④ 当社の最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象

該当事項はありません。

第２号議案　剰余金の配当の件

第１号議案を原案のとおりご承認いただきました場合、当社は本合併の効力発生日をもって解散することになります。つきましては、当期業績等を勘案いたしまして、以下のとおり、平成22年３月期末配当に代えて、平成22年３月31日の最終の株主名簿に記録された株主または登録株式質権者に対し、剰余金の配当を実施いたしたいと存じます。

なお、本議案は、本合併の効力が発生することおよび適用法令（剰余金等の配当可能額について定める会社法第461条を含む。）に従うことを条件といたします。

この配当金は、シスプロカテナ株式会社（平成22年４月１日付の合併後の存続会社が予定している新社名となります。26頁の参考資料３をご参照下さい。）からお支払いすることといたします。

(1) 配当財産の種類
金銭といたします。

(2) 配当財産の割当てに関する事項およびその総額
当社普通株式１株につき、金５円といたしたいと存じます。
なお、この場合の配当総額は、１株当たりの配当金額に、平成22年３月31日現在における当社の発行済株式数から自己株式数を減じた数を乗じた金額とします。ただし、175,120,255円を上限といたします。

(3) 剰余金の配当が効力を生じる日
平成22年６月開催予定のシスプロカテナ株式会社定時株主総会の翌営業日。
ただし、金融機関の休業日に当たる場合は、直後の金融機関の営業日といたします。

第３号議案　合併による当社解散に伴う退任取締役および退任監査役に対する退職慰労金贈呈の件

第１号議案を原案のとおりご承認いただきました場合、本合併による当社解散に伴い、取締役全員および監査役全員は退任いたします。つきましては、それぞれ在任中の労に報いるため、本合併の効力が発生することを条件として、退職慰労金を贈呈いたしたいと存じます。

退職慰労金につきましては、その具体的な金額、贈呈の時期、方法等は当社における一定の基準に従い、妥当な範囲内で贈呈することで、取締役については取締役会に、監査役については監査役の協議にご一任願いたいと存じます。

退職慰労金贈呈の対象となる各取締役および各監査役の略歴は次のとおりです。

氏　　名	略　　歴
逸　見　愛　親	平成20年６月　当社取締役会長（現在に至る）
平　本　謹　一	平成６年４月　当社常務取締役 平成７年１月　専務取締役 平成９年６月　取締役副社長 平成15年６月　取締役・執行役員副社長 平成18年４月　代表取締役・執行役員社長 平成21年４月　代表取締役社長 平成21年６月　代表取締役副会長（現在に至る）
杉　山　　一	平成19年６月　当社取締役・執行役員常務 平成21年４月　常務取締役 平成21年６月　代表取締役社長（現在に至る）
小　田　信　也	平成19年６月　当社取締役・執行役員常務 平成21年４月　常務取締役 平成21年６月　専務取締役（現在に至る）
甲　斐　隆　文	平成17年６月　当社取締役・執行役員常務 平成21年４月　常務取締役（現在に至る）
三　浦　賢　治	平成19年６月　当社取締役（現在に至る）
淵之上勝弘	平成19年６月　当社取締役（現在に至る）
国　分　靖　哲	平成21年６月　当社取締役（現在に至る）
安達紘一郎	平成21年６月　当社取締役（現在に至る）

氏　　名	略　　歴
原　　徹	平成15年６月　当社監査役（現在に至る）
中　村　嘉　宏	平成17年６月　当社監査役（現在に至る）
鈴　木　　豊	平成18年６月　当社監査役（現在に至る）
川　口　幸　久	平成19年６月　当社監査役（現在に至る）

（注）逸見愛親氏、三浦賢治氏、淵之上勝弘氏、国分靖哲氏は社外取締役です。

（参考資料１）合併新会社における役員体制

【取締役・監査役】

地　位	氏　名	現　職
取締役会長	平本謹一	当社　代表取締役副会長
代表取締役社長	逸見愛親	当社　取締役会長（社外取締役） 株式会社システムプロ代表取締役会長
代表取締役副社長	三浦賢治	当社　社外取締役 株式会社システムプロ代表取締役社長 兼　事業本部長
代表取締役副社長	杉山　一	当社　代表取締役社長
取締役	淵之上勝弘	当社　社外取締役 株式会社システムプロ専務取締役 情報システムサービス事業部長
取締役	国分靖哲	当社　社外取締役 株式会社システムプロ常務取締役 管理本部長　兼　社内システム戦略室長
取締役	板谷嘉之	株式会社システムプロ社外取締役
取締役	小田信也	当社　専務取締役（事業推進統括）
取締役	甲斐隆文	当社　常務取締役（管理・人財戦略統括）
監査役（常勤）	川口幸久	当社　社外監査役 株式会社システムプロ監査役（常勤）
監査役（常勤）	原　徹	当社　監査役（常勤）
社外監査役	沼尾雅徳	株式会社システムプロ社外監査役
社外監査役	佐藤正男	株式会社システムプロ社外監査役
社外監査役	中村嘉宏	当社　社外監査役

（参考資料２）株式会社システムプロ　定款（平成22年１月21日現在）

定　　款

第１章　　総　　則

（商　　号）
第１条　　当会社は、株式会社システムプロと称し、英文では、ＳｙｓｔｅｍＰｒｏ Ｃｏ.，Ｌｔｄ.と表示する。

（目　　的）
第２条　　当会社は、次の事業を営むことを目的とする。
(1)コンピュータおよび関連機器商品(ソフトウェア)の開発、販売
(2)コンピュータ技術者および技能者の要員派遣
(3)コンピュータ利用に関するコンサルタント
(4)コンピュータハードの情報分析および分析情報の販売
(5)上記に付帯する一切の業務

（本店の所在地）
第３条　　当会社は、本店を神奈川県横浜市に置く。

（機　　関）
第４条　　当会社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。
(1)取締役会
(2)監査役
(3)監査役会
(4)会計監査人

（公告方法）
第５条　　当会社の公告方法は、電子公告とする。ただし電子公告を行うことができない事故その他やむを得ない事由が生じたときは、日本経済新聞に掲載して行う。

第２章　株　　式

（発行可能株式総数）
第６条　　当会社の発行可能株式総数は、924,000 株とする。

（自己の株式の取得）
第７条　　当会社は、会社法第 165 条第２項の規定により、取締役会の決議によって自己の株式を取得することができる。

（株主名簿管理人）
第８条　　当会社は、株主名簿管理人を置く。
２　株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定める。
３　当会社の株主名簿および新株予約権原簿の作成ならびに備置きその他の株主名簿および新株予約権原簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当会社においては取り扱わない。

（株式取扱規程）
第９条　　当会社の株主権行使の手続その他株式に関する取扱いは、法令または本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規程による。

第３章　株　主　総　会

（株主総会の招集）
第 10 条　当会社の定時株主総会は、毎年１月にこれを招集し、臨時株主総会は、必要あるときに随時これを招集する。

（定時株主総会の基準日）
第 11 条　当会社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年 10 月 31 日とする。

（招集権者および議長）
第 12 条　株主総会は、代表取締役がこれを招集し、議長となる。
２　代表取締役に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。

(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)

第 13 条　当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示すべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主(実質株主を含む。以下同じ。)に対して提供したものとみなすことができる。

(決議の方法)

第 14 条　株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

2　会社法第 309 条第２項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席し、その議決権の３分の２以上をもって行う。

(議決権の代理行使)

第 15 条　株主は、当会社の議決権を有する他の株主１名を代理人として、その議決権を行使することができる。

2　株主または代理人は、株主総会毎に代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。

第４章　　取締役および取締役会

(員　　数)

第 16 条　当会社の取締役は、11 名以内とする。

(選任方法)

第 17 条　取締役は、株主総会において選任する。

2　取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

3　取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。

（任　　期）

第 18 条　取締役の任期は、選任後２年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2　増員または補欠として選任された取締役の任期は、在任取締役の任期の満了する時までとする。

（代表取締役および役付取締役）

第 19 条　取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。

2　取締役会は、その決議によって、取締役会長、取締役社長各１名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を定めることができる。

（取締役会の招集権者および議長）

第 20 条　取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長がこれを招集し、議長となる。

2　取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。

（取締役会の招集通知）

第 21 条　取締役会の招集通知は、会日の３日前までに各取締役および各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

2　取締役および監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。

（取締役会の決議の省略）

第 22 条　当会社は、会社法第 370 条の要件を満たす場合は、取締役会の決議の目的である事項につき、取締役会の決議があったものとみなす。

（取締役会規程）

第 23 条　取締役会に関する事項は、法令または本定款のほか、取締役会において定める取締役会規程による。

（報　酬　等）
第 24 条　取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益(以下、「報酬等」という。)は、株主総会の決議によって定める。

（取締役の責任免除）
第 25 条　当会社は、会社法第 426 条第１項の規定により、任務を怠ったことによる取締役(取締役であった者を含む。)の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。
2　当会社は、会社法第 427 条第１項の規定により、社外取締役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額とする。

第５章　監査役および監査役会

（員　　数）
第 26 条　当会社の監査役は、５名以内とする。

（選任方法）
第 27 条　監査役は、株主総会において選任する。
2　監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

（任　　期）
第 28 条　監査役の任期は、選任後４年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。
2　任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。

（補欠監査役の選任に係る決議の効力）
第 29 条　補欠監査役の選任に係る決議の効力は、選任後４年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。

(常勤の監査役)
第 30 条　監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。

(監査役会の招集通知)
第 31 条　監査役会の招集通知は、会日の３日前までに各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。
2　監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を開催することができる。

(監査役会規則)
第 32 条　監査役会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査役会において定める監査役会規則による。

(報　酬　等)
第 33 条　監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。

(監査役の責任免除)
第 34 条　当会社は、会社法第 426 条第１項の規定により、任務を怠ったことによる監査役(監査役であった者を含む。)の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。
2　当会社は、会社法第 427 条第１項の規定により、社外監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額とする。

第６章　計　　算

(事業年度)
第 35 条　当会社の事業年度は、毎年 11 月１日から翌年 10 月 31 日までの１年とする。

(剰余金の配当の基準日)
第 36 条　当会社の期末配当の基準日は、毎年 10 月 31 日とする。

（中間配当）

第 37 条　当会社は、取締役会の決議によって、毎年４月 30 日を基準日として中間配当をすることができる。

（配当金の除斥期間等）

第 38 条　配当財産が金銭である場合は、その支払開始の日から満３年を経過してもなお受領されないときは、当会社はその支払義務を免れる。

2　前項の金銭には、利息を付さない。

（参考資料３）株式会社システムプロの平成22年１月28日開催予定の合併承認総会にて、本合併の効力が生じることを条件として、効力発生日において、下記のとおり株式会社システムプロの定款を変更する予定となっております。

株式会社システムプロ定款変更案

（下線は変更部分を示します。）

現 行 定 款	変 更 案
第１章 総則	第１章 総則
（商号） 第１条　当会社は、株式会社システムプロと称し、英文では、ＳｙｓｔｅｍＰｒｏ Ｃｏ．，Ｌｔｄ.と表示する。	（商号） 第１条　当会社は、シスプロカテナ株式会社と称し、英文では、Ｓｙｓｐｒｏ Ｃａｔｅｎａ Ｃｏｒｐｏｒａｔｉｏｎと表示する。
（目　　的） 第２条　当会社は、次の事業を営むことを目的とする。 （１）コンピュータおよび関連機器商品（ソフトウェア）の開発、販売 （２）コンピュータ技術者および技能者の要員派遣 （３）コンピュータ利用に関するコンサルタント （４）コンピュータハードの情報分析および分析情報の販売 （新設） （新設） （新設） （新設） （新設） （５）上記に付帯する一切の業務	（目　　的） 第２条　　（現行どおり） （１）コンピュータ・システムの開発、製造および販売 （２）コンピュータ・システムの運用、保守およびユーザーサポート （３）コンピュータ・システムの構築、導入および利用に関する教育・訓練 （４）データエントリーサービス （５）情報処理サービス業、情報提供サービス業および情報通信サービス業 （６）コンピュータおよび関連機器（ハードウェア、ソフトウェア）の販売、賃貸、使用許諾および保守 （７）一般労働者派遣事業 （８）有料職業紹介事業 （９）古物の仕入および販売 (10）上記に付帯する一切の業務
第３条 　～　　（条文省略） 第９条	第３条 　～　　（現行どおり） 第９条

現 行 定 款	変 更 案
第３章 株主総会	第３章 株主総会
（株主総会の招集） 第10条　当会社の定時株主総会は、毎年１月にこれを招集し、臨時株主総会は、必要あるときに随時これを招集する。	（株主総会の招集） 第10条　当会社の定時株主総会は、毎年６月にこれを招集し、臨時株主総会は、必要あるときに随時これを招集する。
（定時株主総会の基準日） 第11条　当会社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年10月31日とする。	（定時株主総会の基準日） 第11条　当会社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年３月31日とする。
第12条　（条文省略）	第12条　（現行どおり）
（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供） 第13条　当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示すべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主（実質株主を含む。以下同じ。）に対して提供したものとみなすことができる。	（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供） 第13条　当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示すべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。
第14条 ～　（条文省略） 第34条	第14条 ～　（現行どおり） 第34条
第６章 計算	第６章 計算
（事業年度） 第35条　当会社の事業年度は、毎年11月１日から翌年10月31日までの１年とする。	（事業年度） 第35条　当会社の事業年度は、毎年４月１日から翌年３月31日までの１年とする。
（剰余金の配当の基準日） 第36条　当会社の期末配当の基準日は、毎年10月31日とする。	（剰余金の配当の基準日） 第36条　当会社の期末配当の基準日は、毎年３月31日とする。

現 行 定 款	変 更 案
（中間配当） 第37条　当会社は、取締役会の決議によって、毎年４月30日を基準日として中間配当をすることができる。	（中間配当） 第37条　当会社は、取締役会の決議によって、毎年９月30日を基準日として中間配当をすることができる。
第38条　　（条文省略）	第38条　　（現行どおり）
（新設）	附則
（新設）	第１条　第１条（商号）および第２条（目的）の変更は、当会社とカテナ株式会社との合併の効力発生を条件として当該合併の効力発生日（平成22年４月１日を予定）に効力を発生する。なお、本条は、当該効力発生日をもって、これを削除する。
（新設）	第２条　第35条（事業年度）の規定にかかわらず、当会社の第28期事業年度は、平成21年11月１日から平成22年３月31日までの５ヶ月間とする。 なお、本条は、第28期事業年度経過後、これを削除する。

（参考資料４）株式会社システムプロの平成 21 年 10 月期に係る計算書類等

事　業　報　告

（平成20年11月１日から
平成21年10月31日まで）

１．企業集団の現況

(1) 当事業年度の事業の状況

①　事業の経過および成果

当連結会計年度（平成20年11月１日～平成21年10月31日）におけるわが国経済は、昨秋以降の世界的な金融危機の影響による国内企業の急速な業績悪化に伴って経済活動が縮小し、多くの企業において新年度が始まった４月から５月にかけて、景気見通しの不透明感から事業活動が大きく停滞しました。６月以降は景気に底打ちが見られたものの本格的な景気回復には至っていない状況であります。

このような厳しい状況の中、当社グループにおきましては、第２四半期途中の２月頃までは受注残などによって業績は堅調に推移しました。その後は金融危機の影響により３月以降、特に４月から５月にかけては稼働率が80%近くまで下がるなどの影響を受けました。この状況に対し、徹底したコスト削減と生産性向上ならびに営業力の強化を推進したことで受注が５月を底に徐々に回復の兆しを見せ、10月には95%まで回復する状況となりました。

以上の結果、当連結会計年度におきましては、売上高は8,161百万円（前期比15.0%減）、営業利益は1,261百万円（前期比30.5%減）、経常利益は1,258百万円（前期比41.5%減）、当期純利益は1,180百万円（前期比7.5%減）となりました。

なお、持分法適用関連会社の株式会社ジークレストの株式を売却したことにより837百万円の特別利益を計上いたしました。

事業部門別の概況は以下のとおりであります。

（移動体高速データ通信システム事業）

当事業を取り巻く環境は、コンテンツやサービスの拡充によって移動体通信キャリアの業績は好調に推移している反面、移動体通信端末メーカーは長期間の利用を前提とする販売方式の浸透により買い替えサイクルが長期化していること、次世代通信方式のスタートに向けての過渡期であることなどから、携帯電話端末の販売数が著しく減退しておりました。しかしながら、長期間の利用を前提とした販売方式が始まってこの秋で２年経ち、当販売方式の初期の契約期間が終了してきていることから、移動体通信キャリアは新機種のリリースやキャリア乗り換え割引を拡大するなど、携帯電話端末の販売に回復の兆しが見えてきております。

また、iPhoneに代表されるスマートフォンの普及やGoogleが移動体通信端末向けに開発したOSであるAndroidを搭載した携帯電話端末の開発を移動体通信端末メーカー各社が競って始めるなど、携帯電話のユビキタス端末への進化は一層進んできております。

このような状況の中、当社グループにおきましても移動体通信端末メーカーの業績悪化による開発の見直し等により、５月にかけて受注が減少しましたが、６月からは秋冬モデルの開発が始まったことや、Androidを搭載した携帯電話端末の開発など各メーカーが次世代通信に向けて注力を始めた分野の案件を複数社から受注したことなどから、７月以降は受注が回復しており、10月には100%のフル稼働状態まで回復しております。
これらの結果、当事業の売上高は5,695百万円（前期比10.6%減）となりました。

（情報システムサービス事業）
当事業を取り巻く環境は、米国のサブプライム問題による世界金融危機をきっかけに日本経済も急激に悪化しました。これにより、当社の大規模な業務系のシステム開発支援業務におきましても、特に多くの企業が新年度を迎えた４月から６月にかけて企業がIT投資を凍結するなどの状況が発生し、受注の減少が起きました。７月以降は景気の底打ち感もあり、必要なIT投資が再開され徐々に回復してきておりますが、本格的な回復には至っておりません。
一方、ポータルサイトを中心としたインターネットビジネスを展開するエンドユーザ向けコンテンツ開発につきましては、個人向けのインターネットコンテンツサービスのマーケットが順調に成長していることから、注力分野のひとつとして更なる生産性向上と品質向上により競争優位性の確保を図りましたものの、景気の影響もあって小規模な案件が受注の中心となりました。
このような状況により、当事業の稼働率は一時的に75%まで低下しましたが、７月以降は営業力強化とコストダウンによる提案内容の競争力向上により、10月には稼働率は90%まで回復しております。
これらの結果、当事業の売上高は2,465百万円（前期比23.6%減）となりました。

事業部門別売上高　（単位：千円）

部門別	金額	構成比（%）
移動体高速データ通信システム事業	5,695,995	69.8
情報システムサービス事業	2,465,670	30.2
合計	8,161,665	100.0

② 設備投資の状況
特記すべき事項はありません。

③ 資金調達の状況
特記すべき事項はありません。

④ 他の会社の株式その他の持分または新株予約権等の取得または処分の状況

イ．当社は、持分法適用関連会社であるカテナ株式会社の株式を市場買付により、平成20年11月４日から平成20年12月22日までに330,400株追加取得しております。なお、当連結会計年度末のカテナ株式会社に対する議決権比率は39.8%となりました。

ロ．当社は平成21年10月１日付で、前連結会計年度まで持分法適用関連会社であった株式会社ジークレストの株式のうち、当社が所有している全株式を、株式会社サイバーエージェントに譲渡しております。なお、譲渡価額は1,043百万円であります。

(2) 直前３事業年度の財産および損益の状況

区　　分	第 24 期 (平成18年10月期)	第 25 期 (平成19年10月期)	第 26 期 (平成20年10月期)	第 27 期 (当連結会計年度) (平成21年10月期)
売　上　高（千円）	5,917,223	7,930,766	9,603,983	8,161,665
当期純利益（千円）	602,355	849,229	1,275,569	1,180,460
１株当たり当期純利益　（円）	2,607.60	3,681.71	5,661.90	5,285.51
総　資　産（千円）	5,761,577	8,275,059	8,384,914	8,501,398
純　資　産（千円）	4,747,820	4,982,996	5,229,484	6,189,622
１株当たり純資産額　（円）	20,242.49	21,314.61	23,225.67	27,538.54

（注）１株当たり当期純利益は期中平均株式数（加重平均）に基づいて算出しております。

(3) 重要な親会社および子会社の状況

① 親会社との関係
該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会　社　名	資　本　金	当社の議決権比率	主 要 な 事 業 内 容
株式会社ProVision	60百万円	80.0%	携帯端末のソフトウェア開発支援および技術支援

(4) 対処すべき課題

不透明な経済状況の中、安定した売上を確保するために必要なことは価格競争力を向上し維持することであり、品質や生産性の向上を図ること、他社との差別化を図ること、なくてはならない分野を事業として組入れていくことが必要と考えております。

以上のことから、この機会を業務の効率化、スリム化とともに個人および組織力向上を図るチャンスと捉え、顧客の要望や評価を的確に把握して経営に反映させる仕組みをつくり、当社のエンジニアに必要な部分や当社に期待される部分については早期に教育・研修を実施して習得と実現を図ってまいります。また、今まで以上に顧客満足の確保や顧客満足に基づく当社の成長や利益の確保が評価される人事制度を導入し、プロの集団として強固な体制を築いてまいります。

具体的には社長直轄にて顧客の要望や評価を直接吸い上げる仕組みとしてWCP(Welcome Claim Project)を７月より実施しており、ここであげられた事項の対処を直ちに行い、今後も継続して顧客からの信頼獲得を推進してまいります。

移動体高速データ通信システム事業におきましては、ユビキタス社会の実現へ向けて着実に社会は動いているものの、まだ、その入口にも達していない状況であります。その課題の一つが高速大容量の移動体通信であり、日本では2010年の実現に向けてNTTドコモなどが推進しているLTE（Long Term Evolution）と呼ばれる新しい通信規格の普及により、パーソナルコンピュータと携帯電話が融合した新しい機能やサービスが実現されていくことが見込まれております。また、移動体通信の進化を見据えてAndroidなどの汎用的な移動体機器用のOSの技術をいち早く習得していくなど、次世代に向けた業務を拡大していくことが必要となります。

情報システムサービス事業におきましては、エンドユーザからの一括請負業務のシェアを伸ばしていくことが利益率の向上に不可欠であり、多様なニーズに応えられる技術力や高い品質を確保できるエンジニアや適切なプロジェクトマネジメントを行うことが必須となりますが、このニーズに応えられるエンジニアは多くはありません。そこで、開発技術のパーツ化、スペシャリスト化を推進し、個々のフェーズやパーツにおける生産性や品質を高めることで価格競争力を確保すると共に、エンドユーザ向けの請負業務の拡大に耐え得るエンジニアの育成を進めてまいります。また、カテナ株式会社との連携を強め、新規顧客の開拓やエア・シンクライアントの実現に向けた業務を増やしていくことで受注の安定化を図りつつ、ユビキタス社会における新しいサービスのシステム開発業務への積極的な展開を図ってまいります。

(5) 主要な事業内容（平成21年10月31日現在）

事業区分	事業内容
移動体高速データ通信システム事業	移動体通信端末をはじめとしたファームウェア開発。携帯電話、ユビキタス情報機器など移動体通信端末におけるソフトウェア開発支援業務。
情報システムサービス事業	データベース、セキュリティ、ネットワーク技術を中核としたシステムおよびアプリケーション開発ならびにネットワークコンサルティング。大規模データベース連動型Ｗｅｂサイト構築の設計開発支援事業。

(6) 主要な営業所および工場（平成21年10月31日現在）

当社	本社：神奈川県横浜市、東京支社：東京都港区 大阪支社：大阪府大阪市
株式会社ProVision	本社：東京都港区、札幌支社：北海道札幌市 高崎営業所：群馬県高崎市

(7) 使用人の状況（平成21年10月31日現在）

① 企業集団の使用人の状況

使用人数	前連結会計年度末比増減
935名（3名）	6名増（4名減）

（注） 使用人数は就業員数であり、パートおよび臨時雇用者は（ ）内に年間の平均人員を外数で記載しております。

② 当社の使用人の状況

使用人数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
696（-）名	33名増（2名減）	29.3歳	3.9年

（注） 使用人数は就業員数であり、パートおよび臨時雇用者は（ ）内に年間の平均人員を外数で記載しております。

(8) 主要な借入先の状況（平成21年10月31日現在）

借入先	借入額
株式会社みずほ銀行	740百万円

(9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

２．会社の現況

(1) 株式の状況（平成21年10月31日現在）

① 発行可能株式総数　924,000株
② 発行済株式の総数　231,000株（自己株式6,484株を含む）
③ 株主数　7,860名
④ 大株主（上位10名）

株主名	所有株式数	持株比率
逸見愛親	52,272株	23.28%
ＳＭＳホールディングス有限会社	16,740株	7.45%
ガヤ・アセットマネージャー有限会社	16,740株	7.45%
システムプロ社員持株会	6,925株	3.08%
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）	6,718株	2.99%
MELLON BANK, N.A. TREATY CLIENT OMNIBUS	4,000株	1.78%
逸見さとみ	3,673株	1.63%
カテナ株式会社	3,141株	1.39%
国分靖哲	3,054株	1.36%
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	2,894株	1.28%

（注）持株比率は自己株式（6,484株）を控除して計算しております。

(2) 新株予約権等の状況（平成21年10月31日現在）

① 当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況
該当事項はありません。

② 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況
該当事項はありません。

③ その他新株予約権等に関する重要事項
現に発行している新株予約権
イ．平成16年４月21日開催の取締役会決議による新株予約権
・新株予約権の数
98個（新株予約権１個につき12株）
・新株予約権の目的となる株式の数
1,176株
・新株予約権の発行価額
無償
・新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
１個当たり　1,980,000円（１株当たり　165,000円）
・新株予約権の行使に際して株式を発行する場合の資本組入額
１株当たり　82,500円
・新株予約権を行使することができる期間
平成18年１月28日から平成23年１月27日まで

・新株予約権の行使の条件
(ｲ) 新株予約権の発行にかかる取締役会において割当を受けた者（以下「新株予約権者」という。）は、当該新株予約権の権利行使時において当社または当社子会社の取締役または従業員の地位にあることを要する。
(ﾛ) 新株予約権者は権利行使時において、当該行使にかかる新株予約権発行の日以降、破産宣告を受けていないことならびに当社および当社子会社の就業規則に基づく減給以上の懲戒処分を受けていないことを要する。
(ﾊ) 新株予約権者が死亡した場合は、下記(ﾎ)により締結される契約に従い相続人が新株予約権者の死亡の日より３年以内（ただし、権利行使期間の末日を超えない。）に限り権利を行使することができる。
(ﾆ) 権利の譲渡、質入れは認めない。
(ﾎ) なお、その他の条件については、総会決議および取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する契約に定めるものとする。
・失権した株式の数
当社取締役１名、従業員16名および子会社従業員３名の退職により、新株予約権の数62個と新株予約権の目的となる株式の数744株は失権しており、それぞれ上記から控除しております。
・当社の役員および使用人ならびに当社子会社の役員および使用人の保有状況

	新株予約権の数	目的となる株式の数	保有者数
取締役（社外取締役を除く）	28個	336株	5名
社外取締役	5個	60株	1名
監査役	－	－	－
当社使用人	62個	744株	27名
子会社取締役	3個	36株	1名
子会社使用人	－	－	－

ロ．平成16年７月８日開催の取締役会決議による新株予約権
・新株予約権の数
46個（新株予約権１個につき３株）
・新株予約権の目的となる株式の数
138株
・新株予約権の発行価額
無償
・新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
１個当たり　496,316円（１株当たり　165,439円）
・新株予約権の行使に際して株式を発行する場合の資本組入額
１株当たり　82,720円
・新株予約権を行使することができる期間
平成18年１月28日から平成23年１月27日まで

・新株予約権の行使の条件
(ｲ) 新株予約権の発行にかかる取締役会において割当を受けた者（以下「新株予約権者」という。）は、当該新株予約権の権利行使時において当社または当社子会社の取締役または従業員の地位にあることを要する。
(ﾛ) 新株予約権者は権利行使時において、当該行使にかかる新株予約権発行の日以降、破産宣告を受けていないことならびに当社および当社子会社の就業規則に基づく減給以上の懲戒処分を受けていないことを要する。
(ﾊ) 新株予約権者が死亡した場合は、下記(ﾎ)により締結される契約に従い相続人が新株予約権者の死亡の日より３年以内（ただし、権利行使期間の末日を超えない。）に限り権利を行使することができる。
(ﾆ) 権利の譲渡、質入れは認めない。
(ﾎ) なお、その他の条件については、総会決議および取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する契約に定めるものとする。
・失権した株式の数
当社従業員14名の退職により、新株予約権の数44個と新株予約権の目的となる株式の数132株は失権しており、それぞれ上記から控除しております。
・当社の役員および使用人ならびに当社子会社の役員および使用人の保有状況

	新株予約権の数	目的となる株式の数	保有者数
取締役（社外取締役を除く）	－	－	－
社外取締役	－	－	－
監査役	－	－	－
当社使用人	44個	132株	22名
子会社取締役	2個	6株	1名
子会社使用人	－	－	－

ハ. 平成18年１月26日開催の取締役会決議による新株予約権
・新株予約権の数
4,062個（新株予約権１個につき１株）
・新株予約権の目的となる株式の数
4,062株
・新株予約権の発行価額
無償
・新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
１個当たり　110,000円（１株当たり　110,000円）
・新株予約権の行使に際して株式を発行する場合の資本組入額
１株当たり　55,000円
・新株予約権を行使することができる期間
平成20年２月１日から平成25年１月31日まで

・新株予約権の行使の条件
(イ) 新株予約権の割当を受けた者（以下「新株予約権者」という。）は、権利行使時においても当社または当社子会社の取締役もしくは従業員の地位にあることを要する。ただし、当社または当社子会社の取締役が任期満了により退任した場合、従業員が定年退職した場合、その他取締役会が正当な理由があると認めた場合はこの限りではない。
(ロ) 新株予約権者は権利行使時において、当該行使にかかる新株予約権発行の日以降、破産手続開始の決定を受け復権せざる者でないことならびに当社または当社子会社の就業規則に基づく減給以上の懲戒処分を受けていないことを要する。
(ハ) 新株予約権者が死亡した場合は、下記（ホ）により締結される契約に従い相続人が新株予約権者の死亡の日より３年以内（ただし、権利行使期間の末日を超えない。）に限り権利を行使することができる。
(ニ) 新株予約権の消却事由が生じた場合には権利行使を認めない。
(ホ) その他の条件については、株主総会および新株予約権発行の取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当に関する契約に定めるところによる。
・失権した株式の数
当社従業員96名および子会社従業員２名の退職により、新株予約権の数1,438個と新株予約権の目的となる株式の数1,438株は失権しており、それぞれ上記から控除しております。
・当社の役員および使用人ならびに当社子会社の役員および使用人の保有状況

	新株予約権の数	目的となる株式の数	保有者数
取締役（社外取締役を除く）	606個	606株	5名
社外取締役	100個	100株	1名
監査役	－	－	－
当社使用人	3,296個	3,296株	246名
子会社取締役	49個	49株	2名
子会社使用人	11個	11株	1名

ニ．平成18年９月29日開催の取締役会決議による新株予約権
・新株予約権の数
435個（新株予約権１個につき１株）
・新株予約権の目的となる株式の数
435株
・新株予約権の発行価額
無償
・新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
１個当たり　86,300円（１株当たり　86,300円）

・新株予約権の行使に際して株式を発行する場合の資本組入額
１株当たり　43,150円
・新株予約権を行使することができる期間
平成20年２月１日から平成25年１月31日まで
・新株予約権の行使の条件
(イ) 新株予約権の割当を受けた者（以下「新株予約権者」という。）は、権利行使時においても当社または当社子会社の取締役もしくは従業員の地位にあることを要する。ただし、当社または当社子会社の取締役が任期満了により退任した場合、従業員が定年退職した場合、その他取締役会が正当な理由があると認めた場合はこの限りではない。
(ロ) 新株予約権者は権利行使時において、当該行使にかかる新株予約権発行の日以降、破産手続開始の決定を受け復権せざる者でないことならびに当社または当社子会社の就業規則に基づく減給以上の懲戒処分を受けていないことを要する。
(ハ) 新株予約権者が死亡した場合は、下記（ホ）により締結される契約に従い相続人が新株予約権者の死亡の日より３年以内（ただし、権利行使期間の末日を超えない。）に限り権利を行使することができる。
(ニ) 新株予約権の消却事由が生じた場合には権利行使を認めない。
(ホ) その他の条件については、株主総会および新株予約権発行の取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当に関する契約に定めるところによる。
・失権した株式の数
当社従業員６名の退職により、新株予約権の数65個と新株予約権の目的となる株式の数65株は失権しており、それぞれ上記から控除しております。
・当社の役員および使用人ならびに当社子会社の役員および使用人の保有状況

	新株予約権の数	目的となる株式の数	保有者数
取締役（社外取締役を除く）	102個	102株	5名
社外取締役	6個	6株	1名
監査役	－	－	－
当社使用人	305個	305株	25名
子会社取締役	18個	18株	2名
子会社使用人	4個	4株	1名

(3) 会社役員の状況

① 取締役および監査役の状況（平成21年10月31日現在）

会社における地位	氏名	担当および重要な兼職の状況
代表取締役会長	逸見 愛親	カテナ株式会社取締役会長
代表取締役社長	三浦 賢治	カテナ株式会社取締役
専務取締役	淵之上 勝弘	事業推進統括 カテナ株式会社取締役
常務取締役	国分 靖哲	人材戦略・管理本部統括兼社内システム戦略室長 カテナ株式会社取締役
常務取締役	安達 紘一郎	営業統括 カテナ株式会社取締役
取締役	河地 伸一郎	執行役員人材戦略本部長兼人事労務部長 株式会社ProVision代表取締役社長
取締役	渡辺 立哉	執行役員事業本部長
取締役	板谷 嘉之	
常勤監査役	川口 幸久	カテナ株式会社監査役
監査役	沼尾 雅徳	横浜中央法律事務所 弁護士
監査役	佐藤 正男	佐藤正男税理士事務所 税理士

（注）1．取締役板谷嘉之氏は、社外取締役であります。
2．監査役沼尾雅徳氏および監査役佐藤正男氏は、社外監査役であります。
3．常勤監査役川口幸久氏および監査役佐藤正男氏は、以下のとおり、財務および会計に関する相当程度の知見を有しております。
・常勤監査役川口幸久氏は当社の管理部長を平成11年12月から平成15年１月まで務めたほか、通算27年にわたり決算手続ならびに財務諸表の作成等に従事しておりました。
・監査役佐藤正男氏は、税理士の資格を有しております。

② 取締役および監査役に支払った報酬等の総額

区分	支給人員	支給額
取締役 （うち社外取締役）	8名 (1)	107,138千円 (3,600)
監査役 （うち社外監査役）	3名 (2)	11,100千円 (3,600)
合計 （うち社外役員）	11名 (3)	118,238千円 (7,200)

（注）1．取締役の支給額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
2．取締役の報酬限度額は、平成13年１月30日開催の第18期定時株主総会において月額2,500万円以内（ただし、使用人分給与は含まない。）と決議いただいております。
3．監査役の報酬限度額は、平成13年１月30日開催の第18期定時株主総会において月額100万円以内と決議いただいております。
4．上記支給額のほか次のとおりの支給があります。
使用人兼務取締役の使用人給与相当額　23,734千円

③　社外役員に関する事項

イ．他の法人等の重要な兼職の状況および当社と当該他の法人等との関係

・取締役板谷嘉之氏は、アドアーズ株式会社の社外監査役であります。
なお、当社はアドアーズ株式会社との間に特別な関係はありません。

・監査役沼尾雅徳氏は、横浜中央法律事務所の所長であります。
なお、当社は横浜中央法律事務所との間に特別な関係はありません。

・監査役佐藤正男氏は、佐藤正男税理士事務所の所長であります。
なお、当社は佐藤正男税理士事務所との間に特別な関係はありません。

ロ．当事業年度における主な活動状況

(ｲ) 取締役会および監査役会への出席状況

	取締役会（21回開催）		監査役会（14回開催）	
	出席回数	出席率	出席回数	出席率
取締役　板谷嘉之	19回	90%	－	－
監査役　沼尾雅徳	18回	86%	14回	100%
監査役　佐藤正男	21回	100%	14回	100%

(ﾛ) 取締役会および監査役会における発言状況

・取締役板谷嘉之氏は、主に当社および当社グループ会社の月次業績の推移、業績の見通し、新規事業の方針等について経営に関する豊富な知識・経験に基づき、社外の中立的・専門的見地からの発言を行っております。

・監査役沼尾雅徳氏は、主に法令・定款等の遵守状況に関し、弁護士として専門的見地からの発言を行っております。

・監査役佐藤正男氏は、主に財務・会計等に関し、税理士として専門的見地からの発言を行っております。

ハ．責任限定契約の内容の概要

当社と社外取締役および各社外監査役は、会社法第427条第１項の規定に基づき、会社法第423条第１項の賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額としております。

(4) 会計監査人の状況

①　名称　　あずさ監査法人

②　報酬等の額

	支　払　額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	29,000千円
当社および子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	29,000千円

(注) 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

③　会計監査人の解任または不再任の決定の方針

取締役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、監査役会の同意を得たうえで、または、下記に掲げる監査役会の請求に基づいて、会計監査人の解任または不再任を株主総会の会議の目的とすることといたします。

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、取締役会に、会計監査人の解任または不再任を株主総会の会議の目的とすること

を請求します。
　また、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第１項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

(5) 業務の適正を確保するための体制

①　取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

イ．役職員が法令及び定款を遵守した行動をとるために経営理念、社員心得及び行動規範を定める。代表取締役社長が繰り返しその精神を役職員に伝えることにより、法令遵守及び社会倫理の遵守をあらゆる企業活動の前提とすることを徹底する。

ロ．代表取締役社長は、コンプライアンスに関する統括責任者として全社横断的なコンプライアンス体制の整備及び問題点の把握に努める。管理本部はコンプライアンス担当部として、定期的にコンプライアンス・プログラムを策定し、それを実施する。

ハ．監査役及び内部監査室は連携し、コンプライアンス体制の整備の状況を監査し、法令及び定款に違反する問題の有無及びその内容を代表取締役及び取締役会に報告する。コンプライアンス上の問題が発生した場合には、重大性に応じて、代表取締役または取締役会が再発防止策を決定し、全社的にその内容を周知徹底する。

ニ．代表取締役社長、監査役、監査法人は定期的に会合を持ち、情報の交換に努め、代表取締役社長は定期的に取締役会にその結果を報告する。

ホ．従業員の法令・定款違反行為についてはコンプライアンス担当部から人事担当取締役に処分を求め、役員の法令・定款違反については代表取締役社長が取締役会に具体的な処分を答申する。

②　取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

　取締役の職務の執行に係る情報については、「取締役会規程」、「稟議規程」、「文書管理規程」等の既存の諸規程に従い、文書または電磁的媒体に記録・保存し、適切かつ確実に管理する。取締役及び監査役は、常時これらの文書等を閲覧できるものとする。

③　損失の危険の管理に関する規程その他の体制

イ．代表取締役社長は、管理本部担当取締役を全社のリスク管理に関する統括責任者に任命する。リスク管理統括責任者は、各部門担当取締役と共に、カテゴリーごとのリスクを体系的に管理するため、「経理規程」、「販売管理規程」、「与信管理規程」、「プロジェクト管理規程」、「ソフトウェア管理規程」等の既存の諸規程に加え、必要なリスク管理に関する規程の策定にあたる。

ロ．管理本部において当社グループ全体のリスクを網羅的・総括的に管理する。

ハ．内部監査室はグループ各部門のリスク管理の状況を監査し、代表取締役社長に報告する。代表取締役社長は、内部監査の結果をもとに、リスク管理統括責任者に対し全社的リスク管理の進捗状況をレビューさせると共に、定期的に取締役会に報告させ、取締役会において改善策を審議・決定する。

④　取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

　取締役の職務執行については、「組織規程」、「業務分掌規程」、「稟議規程」等の諸規程において、各責任者及びその責任の明確化、執行手続の詳細について定め、効率的に職務の執行が行われる体制を構築すると共に、以下の管理システムを用いて、取締役の職務の執行の効率化を図る。

イ．職務権限・意思決定ルールの策定

ロ．効率的なプロジェクト管理・運営のための事業推進会議の設置

ハ．受注・外注監査委員会、稼動・配属監査委員会の設置
ニ．会社運営等重要方針並びに重要な業務執行に関する取締役会の意思決定の諮問機関として取締役、執行役員および部門長を構成員とする事業計画会議の設置
ホ．取締役会による中期事業計画の策定、中期事業計画に基づく事業部門ごとの業績目標と予算の設定と、ITを活用した月次・四半期業績管理の実施
ヘ．事業計画会議及び取締役会による月次業績のレビューと改善策の実施

⑤　当会社および子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
イ．子会社は、当社との連携・情報共有を保ちつつ、自社の規模、事業内容、その他会社の特長を踏まえ、自律的に内部統制システムを整備する。
ロ．「関係会社管理規程」に基づき、経営管理室が関係会社の状況に応じて必要な管理を行うと共に、当社から子会社の取締役または監査役を派遣し、それぞれ担当する子会社を適切に管理する。
ハ．取締役は当社及びグループ各社の取締役の職務執行を監視・監督し、監査役は当社及びグループ各社の業務執行状況を監査する。
ニ．内部監査室は、当社及びグループ各社の業務全般にわたる内部監査を実施し、当社グループの内部統制システムの有効性と妥当性を確保する。

⑥　監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する体制ならびにその使用人の取締役からの独立性に関する事項
イ．監査役は、経営管理室所属の従業員に監査業務に必要な補助を求めることができるものとし、監査役より監査業務に必要な補助を求められた従業員はその命令に関して、取締役、内部監査室長等の指揮命令を受けないものとする。
ロ．監査役より監査業務に必要な補助を求められた経営管理室所属の職員の人事異動、人事評価、懲戒に関しては、事前に監査役に相談し、意見を求め、同意を得るものとする。

⑦　取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制
監査役に報告すべき事項は監査役会規則に定め、取締役及び使用人は次の事項を報告することとする。
イ．会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事項
ロ．重大な法令・定款違反
ハ．事業計画会議で決議された事項
ニ．毎月の経営状況として重要な事項
ホ．内部監査状況及びリスク管理に関する重要な事項
ヘ．その他コンプライアンス上重要な事項

⑧　その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
イ．役職員の監査役監査に対する理解を深め、監査役監査の環境を整備するよう努める。
ロ．監査役による各業務執行取締役及び重要な使用人に対する個別のヒアリングの機会を最低年２回（臨時に必要と監査役が判断する場合は別途）設けると共に、代表取締役会長、代表取締役社長、監査法人それぞれとの間で定期的に意見交換会を開催し、また内部監査室との連携を図り、適切な意思疎通及び効果的な監査業務の遂行を図る。

連結貸借対照表

（平成21年10月31日現在）

（単位：千円）

資産の部		負債の部	
科目	金額	科目	金額
流動資産	**3,905,476**	**流動負債**	**1,851,776**
現金及び預金	1,834,444	買掛金	69,536
受取手形及び売掛金	1,692,321	1年以内返済予定長期借入金	280,000
仕掛品	109,504	未払金及び未払費用	519,865
繰延税金資産	197,276	未払法人税等	621,553
その他	94,866	未払消費税等	32,258
貸倒引当金	△22,936	賞与引当金	295,663
固定資産	**4,595,921**	その他	32,899
有形固定資産	**189,022**	**固定負債**	**460,000**
建物	77,712	長期借入金	460,000
車両運搬具	11,082	**負債合計**	**2,311,776**
工具、器具及び備品	79,466	**純資産の部**	
土地	20,760	**株主資本**	**6,157,638**
無形固定資産	**14,882**	**資本金**	**1,513,750**
電話加入権	557	**資本剰余金**	**1,428,314**
ソフトウエア	10,035	**利益剰余金**	**3,798,326**
のれん	4,289	**自己株式**	**△582,752**
投資その他の資産	**4,392,016**	**評価・換算差額等**	**△9,218**
投資有価証券	4,122,582	**その他有価証券評価差額金**	**△9,218**
長期貸付金	2,255	**少数株主持分**	**41,201**
敷金	267,168	**純資産合計**	**6,189,622**
その他	10		
資産合計	**8,501,398**	**負債・純資産合計**	**8,501,398**

（注）記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

（自　平成20年11月１日
至　平成21年10月31日）

（単位：千円）

科目	金	額
売上高		8,161,665
売上原価		5,588,935
売上総利益		2,572,729
販売費及び一般管理費		1,311,079
営業利益		1,261,649
営業外収益		
受取利息	1,188	
投資有価証券売却益	7,709	
補助金収入	1,584	
持分法による投資利益	9,445	
その他	4,503	24,431
営業外費用		
支払利息	23,304	
支払手数料	3,333	
その他	645	27,283
経常利益		1,258,798
特別利益		
投資有価証券売却益	837,115	
子会社清算益	5,660	
貸倒引当金戻入額	5,616	848,391
特別損失		
固定資産除却損	1,480	
投資有価証券売却損	6,331	
持分変動損失	1,261	9,072
税金等調整前当期純利益		2,098,117
法人税・住民税及び事業税	796,777	
法人税等調整額	120,689	917,466
少数株主利益		191
当期純利益		1,180,460

（注）記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書

（自　平成20年11月１日
至　平成21年10月31日）

（単位：千円）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
平成20年10月31日残高	1,513,750	1,428,314	3,051,295	△569,304	5,424,055
連結会計年度中の変動額					
剰余金の配当	－	－	△531,300	－	△531,300
当期純利益	－	－	1,180,460	－	1,180,460
連結子会社除外に伴う増加額	－	－	97,870	－	97,870
自己株式取得	－	－	－	△13,447	△13,447
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額（純額）	－	－	－	－	－
連結会計年度中の変動額合計	－	－	747,030	△13,447	733,583
平成21年10月31日残高	1,513,750	1,428,314	3,798,326	△582,752	6,157,638

	評価・換算差額等	少数株主持分	純資産合計
	その他有価証券評価差額金		
平成20年10月31日残高	△235,581	41,010	5,229,484
連結会計年度中の変動額			
剰余金の配当	－	－	△531,300
当期純利益	－	－	1,180,460
連結子会社除外に伴う増加額	－	－	97,870
自己株式の取得	－	－	△13,447
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額（純額）	226,362	191	226,554
連結会計年度中の変動額合計	226,362	191	960,137
平成21年10月31日残高	△9,218	41,201	6,189,622

（注）記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結注記表

１．連結計算書類作成のための基本となる重要な事項

(1) 連結の範囲に関する事項

① 連結子会社の状況

・連結子会社の数　　１社

・主要な連結子会社の名称　　株式会社ProVision

② 非連結子会社の状況

・主要な非連結子会社の名称　　該当事項はありません。

(2) 持分法の適用に関する事項

① 持分法を適用した非連結子会社の状況

・持分法適用の非連結子会社または関連会社数

２社

・主要な会社等の名称　　北洋情報システム株式会社
カテナ株式会社

② 持分法を適用していない非連結子会社の状況

該当事項はありません。

③ 持分法適用手続きに関する特記事項

持分法適用会社のうち、決算日が連結決算日と異なる会社は２社（北洋情報システム株式会社、カテナ株式会社）でありますが、北洋情報システム株式会社につきましては、事業年度に係る財務諸表を使用しております。カテナ株式会社の決算日は３月31日であり、連結計算書類の作成にあたっては９月30日現在で実施した仮決算に基づく連結財務諸表を使用しております。なお、連結決算日との間に生じた重要な取引については、必要な調整を行っております。

(3) 連結の範囲および持分法の適用の範囲の変更に関する事項

① 連結の範囲の変更

前連結会計年度まで連結子会社であった株式会社トラスティッド・ポイントは、平成20年７月31日の臨時株主総会決議をもって解散しており、重要性がなくなったため、当連結会計年度より連結の範囲から除外いたしました。また、株式会社トラスティッド・ポイントは、平成21年３月10日付で清算結了しております。

② 持分法の適用範囲の変更

前連結会計年度まで持分法適用関連会社であった株式会社ジークレストは、平成21年９月30日の取締役会において、当社所有の全株式を譲渡することを決議し、平成21年10月１日に株式譲渡が完了しているため、当連結会計年度より持分法の適用範囲から除外しております。

(4) 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の決算日は、連結決算日と一致しております。

(5) 会計処理基準に関する事項

① 重要な資産の評価基準および評価方法

その他有価証券

・時価のないもの　　移動平均法による原価法を採用しております。

② たな卸資産の評価基準および評価方法

・仕掛品　　個別法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）を採用しております。

（会計方針の変更）

当連結会計年度より「棚卸資産の評価に関する会計基準」（企業会計基準第９号　平成18年７月５日公表分）を適用しております。

なお、この変更に伴う損益への影響はありません。

③ 重要な減価償却資産の減価償却の方法

イ．有形固定資産　　定率法を採用しております。

ただし、建物(建物付属設備は除く)については、定額法を採用しております。なお、耐用年数および残存価額については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。また、取得価額が10万円以上20万円未満の資産については、３年間で均等償却する方法を採用しております。

ロ．無形固定資産　　定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（５年）に基づく定額法を採用しております。

④ 重要な引当金の計上基準

イ．貸倒引当金　　債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

ロ．賞与引当金　　従業員の賞与支給に備えるため、賞与支給見込額のうち当連結会計年度に負担すべき額を計上しております。

⑤ のれんの償却に関する事項

のれんの償却については、５年間の均等償却を行っております。

⑥ その他連結計算書類作成のための重要な事項

消費税等の会計処理　　消費税および地方消費税の会計処理は税抜方式によっております。

(6) 連結子会社の資産および負債の評価に関する事項

連結子会社の資産および負債の評価については、全面時価評価法を採用しております。

(7) 会計方針の変更

（リース取引に関する会計基準）

所有権移転外ファイナンス・リース取引については、従来、賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっておりましたが、当連結会計年度より、「リース取引に関する会計基準」（企業会計基準第13号（平成５年６月17日（企業会計審議会第一部会）、平成19年３月30日改正））および「リース取引に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第16号（平成６年１月18日（日本公認会計士協会　会計制度委員会）、平成19年３月30日改正））を適用し、通常の売買取引に係る会計処理によっております。

なお、リース取引会計基準の改正適用初年度開始前の所有権移転外ファイナンス・リース取引については、引き続き通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

この変更に伴う損益への影響はありません。

２．連結貸借対照表に関する注記

有形固定資産の減価償却累計額　　351,340千円

３．連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 発行済株式の総数に関する事項

株式の種類	前連結会計年度末の株式数	当連結会計年度増加株式数	当連結会計年度減少株式数	当連結会計年度末の株式数
普通株式	231,000株	－株	－株	231,000株

(2) 自己株式の数に関する事項

株式の種類	前連結会計年度末の株式数	当連結会計年度増加株式数	当連結会計年度減少株式数	当連結会計年度末の株式数
普通株式（注）	7,606株	128株	－株	7,734株

（注）自己株式の普通株式の当連結会計年度増加株式数128株は、持分法適用関連会社の持分変動による当社帰属分の増加128株であります。

(3) 剰余金の配当に関する事項

① 配当金支払額等

平成21年１月28日開催第26期定時株主総会決議による配当に関する事項

・配当金の総額　　269,419千円
・１株当たり配当額　　1,200円
・基準日　　平成20年10月31日
・効力発生日　　平成21年１月29日

平成21年６月３日開催取締役会決議による配当に関する事項

・配当金の総額　　269,419千円
・１株当たり配当額　　1,200円
・基準日　　平成21年４月30日
・効力発生日　　平成21年７月６日

② 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生が翌期になるもの

平成22年１月28日開催予定の第27期定時株主総会において次のとおり付議いたします。

・配当金の総額　　269,419千円
・１株当たり配当額　　1,200円
・基準日　　平成21年10月31日
・効力発生日　　平成22年１月29日

なお、配当の原資については、利益剰余金とすることを予定しています。

(4) 当連結会計年度末日における新株予約権に関する事項

	平成16年4月21日取締役会決議分	平成16年7月8日取締役会決議分	平成18年1月26日取締役会決議分	平成18年9月29日取締役会決議分
目的となる株式の種類	普通株式	普通株式	普通株式	普通株式
目的となる株式の数	1,176株	138株	4,062株	435株
新株予約権の残高	98個	46個	4,062個	435個

4．1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額　27,538円54銭

(2) 1株当たり当期純利益　5,285円51銭

5．税効果会計に関する注記

(1) 繰延税金資産の発生の主な原因別の内訳

(繰延税金資産)

賞与引当金	120,933千円
未払事業税	49,183千円
未払事業所税	4,426千円
未払費用	3,417千円
繰越欠損金	14,707千円
貸倒引当金	1,934千円
その他	2,673千円
繰延税金資産計	197,276千円

(2) 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳

法定実効税率	40.6%
(調整)	
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.2%
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	△1.8%
住民税均等割り	0.3%
持分法による投資利益	△0.2%
関係会社配当金	2.0%
関係会社株式売却益消去	2.5%
その他	0.1%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	43.7%

６．重要な後発事象に関する注記

当社は、平成21年12月14日開催の取締役会において、当社を吸収合併存続会社、カテナ株式会社（以下「カテナ」という。）を吸収合併消滅会社とし、平成22年４月１日を効力発生日（予定）とする吸収合併をすることを決議し、同日付で合併契約を締結いたしました。

(1) 当該合併の目的

当社は、「携帯電話端末ソフトウェアの仕様策定、設計開発、品質評価」と「企業向けシステム、コンシューマー向けポータルサイト開発と品質管理」を主たる業務として事業展開を行っております。

一方、カテナは、「金融機関向けを中心とするシステム開発」「システムの運用・保守、ヘルプデスク」および「ＩＴ関連商品の販売」を主たる業務として事業展開を行っております。

両社は、ユビキタス社会の到来にあたり、「携帯・金融・ポータル」というキーワードのもとに、両社の事業が相互に補完関係を築けるものとの認識の下、両社の経営資源・ノウハウを相互活用することにより、両社の企業価値の極大化と事業基盤および経営基盤の拡充を図ることが可能になると考え、平成19年２月28日に資本・業務提携を行い、当社のカテナへの出資比率は29.92%になりました。

さらに、両社の事業上のシナジーを早期に創出することを目的として、平成19年11月29日にカテナが実施する第三者割当増資を引受け、カテナへの出資比率を35.97%に引き上げました。

また、平成21年４月17日より、両社は共同で「クラウドソリューション」サービスの提供を開始しております。

こうした中で、当社は、当社の情報システムサービス事業とカテナの金融を中心とするシステム開発事業が連携し、さらに当社の移動体高速データ通信システム事業と融合することによって、来たるべきユビキタス時代のエア・シンクライアント・サービス（ユビキタス端末と移動体通信網を経由したクラウドシステムを使うことでリアルタイムな相互データ通信を可能にし、あらゆる業種の生産性を飛躍的に向上させるシステム）を実現させた上で、この新しいビジネスモデルを早期に立ち上げ、成功させるためには、カテナの豊富な顧客基盤と強力な営業力を活用する必要性から、当社とカテナが合併し、一体となって事業展開をしていくことが得策であると判断いたしました。

一方、カテナは、ＩＴ総合商社を目指し、全ての経営資源の融合を加速させ、今後マーケットの拡大が見込まれるクラウドシステムの普及に努めておりますが、当社が推奨するエア・シンクライアント・サービスと融合することで、より付加価値の高いソリューションを提供することが可能となるため、今回の合併に賛同いたしました。

(2) 当該合併の要旨

① 当該合併の日程

取締役会決議日	平成21年12月14日
契約締結日	平成21年12月14日
臨時株主総会基準日公告日（カテナ）	平成21年12月14日
臨時株主総会基準日（カテナ）	平成21年12月29日（予定）
定時株主総会開催日（当社）	平成22年１月28日（予定）
臨時株主総会開催日（カテナ）	平成22年２月５日（予定）
上場廃止日（カテナ）	平成22年３月29日（予定）
実施予定日（効力発生日）	平成22年４月１日（予定）

② 当該合併の方式

当社を存続会社とする吸収合併方式で、カテナは解散します。

③ 当該合併に係る割当ての内容

会社名	当社（存続会社）	カテナ（消滅会社）
合併比率	1	0.0048

（注）１．株式の割当比率

カテナの株式１株に対して、当社の株式0.0048株を割当て交付します。ただし、当社が保有するカテナ株式（平成21年９月30日：12,679,700株）及びカテナが保有する自己株式（平成21年９月30日：2,731,570株）については、合併による株式の割当ては行いません。

２．合併により発行する新株式数等

未定です。

当社は合併に際し新たに発行する普通株式をカテナの株主に割り当てます。なお、当社は、その保有する自己株式を、合併による株式の割当てに充当いたします。

④ 当該合併に伴う新株予約権及び新株予約権付社債に関する取扱い

カテナは、臨時株主総会において合併契約書が承認された後、カテナの発行済の全ての新株予約権をその新株予約権者より無償で取得し、これを消却するものとします。カテナの新株予約権の新株予約権者に対しては、当該新株予約権に代わる当社の新株予約権又は金銭を交付しない予定です。

なお、カテナは、新株予約権付社債は発行しておりません。

(3) 当該吸収合併に係る割当ての内容の算定根拠等

① 算定の基礎

本合併に係る合併比率については、その公正性及び妥当性を期すため、当社及びカテナがそれぞれ別個に、両社から独立した第三者算定機関に合併比率の算定を依頼することとし、当社は大和証券エスエムビーシー株式会社（以下「大和証券ＳＭＢＣ」という。なお、大和証券ＳＭＢＣは、平成22年１月１日に「大和証券キャピタル・マーケッツ株式会社」に商号変更しております。）を、カテナはアビームM&Aコンサルティング株式会社（以下「アビームM&Aコンサルティング」という。）をそれぞれ第三者算定機関として選定いたしました。

大和証券ＳＭＢＣは、当社及びカテナの両社の株式価値について、両社株式とも上場しており市場株価が存在することから市場株価法による分析を行い、また、両社についてそれぞれの将来の収益性を考慮した理論株価による検証を行う目的から、ディスカウンテッ

ド・キャッシュフロー法（以下「ＤＣＦ法」という。）による分析を行いました。なお、市場株価法では、平成21年12月11日を基準日として、一般的な算定平均期間及び両社の市場取引状況に鑑み、過去１ヶ月、３ヶ月及び６ヶ月の終値平均を採用しました。

大和証券ＳＭＢＣは、各算定手法による分析結果に基づき、カテナの普通株式１株について割当てる当社の普通株式の割当株数を以下のとおり分析し、その結果を当社に提出しました。

	採用手法	合併比率の評価レンジ
i	市場株価法	0.004679 ～ 0.005262
ii	ＤＣＦ法	0.003476 ～ 0.005242

なお、大和証券ＳＭＢＣが提出した合併比率の分析結果は、本合併の公正性について何ら意見を表明するものではありません。

大和証券ＳＭＢＣは、合併比率の分析に際して、両社から提供を受けた情報、ヒアリングの際聴取したこと及び一般に公開された情報等を原則としてそのまま採用し、採用したそれらの資料及び情報等が、全て正確かつ完全なものであることを前提としており、独自にそれらの正確性及び完全性の検証を行っておりません。また、両社とその関係会社の資産または負債（偶発債務を含みます。）について、個別の各資産、各負債の分析及び評価を含め、独自に評価、鑑定または査定を行っておりません。加えて、両社の財務予測については両社の経営陣による現時点で可能な最善の予測と判断に基づき合理的に作成されたことを前提としております。大和証券ＳＭＢＣの合併比率の分析は、平成21年12月11日現在までの上記情報等を反映したものであります。

一方、アビームM&Ａコンサルティングは、合併比率の算定にあたって、当社及びカテナの両社について、市場株価が存在することから市場株価法（市場取引状況を勘案の上、平成21年12月11日時点の終値、並びに平成21年12月11日までの１ヶ月間、３ヶ月間及び６ヶ月間の各期間の終値平均を採用）を、並びに将来の事業活動の状況を評価に反映するためＤＣＦ法を採用して算定を行いました。

アビームM&Ａコンサルティングは、各算定手法による分析結果に基づき、カテナの普通株式１株について割当てる当社の普通株式の割当株数を以下のとおり分析し、その結果をカテナに提出しました。

	採用手法	合併比率の評価レンジ
i	市場株価法	0.00468 ～ 0.00526
ii	ＤＣＦ法	0.00479 ～ 0.00559

なお、アビームM&Ａコンサルティングが提出した合併比率の分析結果は、本合併の公正性について何ら意見を表明するものではありません。

アビームM&Ａコンサルティングは、合併比率の分析に際して、両社から提供を受けた情報、ヒアリングの際聴取したこと及び一般に公開された情報等を原則としてそのまま採用し、採用したそれらの資料及び情報等が、全て正確かつ完全なものであることを前提としており、独自にそれらの正確性及び完全性の検証を行っておりません。また、両社とその関係会社の資産または負債（偶発債務を含みます。）について、個別の各資産、各負債の分析及び評価を含め、独自に評価、鑑定または査定を行っておりません。加えて、両社の財務予測については両社の経営陣による現時点で可能な最善の予測と判断に基づき合理的に作成されたことを前提としております。アビームM&Ａコンサルティングの合併比率の分析は、平成21年12月11日現在までの上記情報等を反映したものであります。

なお、大和証券ＳＭＢＣ及びアビームM&Ａコンサルティングが両社より提供を受けた財務予測において、両社の業績は、今後2年程度で世界的な金融危機以前の水準への回復が見込まれております。

② 算定の経緯

当社及びカテナは、上記記載のとおり、各々の第三者算定機関に本合併に係る合併比率の算定を依頼し、当該第三者算定機関からの算定結果を参考に、両社の財務の状況や、資産の状況、将来の見通し等の要因を総合的に勘案し、両社において合併比率について慎重に交渉、協議を重ねた結果、最終的に上記合併比率が妥当であるとの判断に至り合意いたしました。

なお、両社間で合意・決定された本合併比率は、大和証券ＳＭＢＣが当社に対して提出した算定結果及びアビームM&Aコンサルティングがカテナに対して提出した算定結果の範囲内で決定されています。

③ 算定機関との関係

当社の第三者算定機関である大和証券ＳＭＢＣ並びにカテナの第三者算定機関であるアビームM&Aコンサルティングはいずれも、当社及びカテナとは独立しており、当社及びカテナの関連当事者には該当いたしません。

④ 上場廃止となる見込み及びその事由

本合併は、上記のとおり、当社とカテナが合併することにより、グループ全体の更なる発展を図ることを目的とするものであり、本合併の結果、カテナは、本合併の効力発生日である平成22年４月１日（予定）をもって解散しカテナは東京証券取引所の上場廃止基準に従って平成22年３月29日（予定）付けで、所定の手続きを経て、上場廃止になる予定です。上場廃止後は、東京証券取引所において、カテナ株式を取引することはできません。

⑤ 公正性を担保するための措置

当社はカテナの総株主の議決権の39.86％（平成21年９月30日現在）を所有しており、カテナが当社の持分法適用関連会社に該当することから、その公平性、妥当性を確保するため、両社はそれぞれ別個に、両社から独立した第三者算定機関に合併比率の分析を依頼することとし、その分析結果の提出を受けました。両社はかかる分析結果を参考として、慎重な検討・交渉・協議を行い、その結果合意された合併比率により本合併を行うこととといたしました。

なお、当社及びカテナは、第三者算定機関からの合併比率自体の公平性に関する意見（フェアネス・オピニオン）は取得しておりません。

⑥ 利益相反を回避するための措置

当社は、本合併の決定プロセス及び決定において、利益相反を回避するための措置を特段講じる必要性はないと考えております。

一方、カテナの取締役９名のうち、１名は当社の代表取締役会長を、１名は当社の代表取締役社長を兼務しており特別利害関係者にあたる可能性があることから、カテナの上記の取締役会の審議及び決議には参加しておりません。加えて、利益相反を回避する観点から、カテナの取締役のうち、当社の取締役との兼務である取締役１名及び社外取締役２名は、カテナの上記の取締役会の審議及び決議には参加しておりません。

また、同じく利益相反を回避する観点から、カテナの監査役のうち、当社の監査役との兼務である社外監査役１名は上記の取締役会における本合併の審議への参加及び意見表明をしておりません。

なお、本合併につき、取締役会の審議に参加した両社の全ての監査役から本合併に関する両社の取締役会における審議及び決議の方法について異議のないことを確認しております。

(4) 当該合併の当事会社の概要

		吸収合併存続会社 （平成21年10月31日現在）	吸収合併消滅会社 （平成21年９月30日現在）
① 名称		株式会社システムプロ	カテナ株式会社
② 所在地		横浜市西区みなとみらい二丁目２番１号	東京都江東区潮見二丁目10番24号
③ 代表者の役職・氏名		代表取締役会長 逸見　愛親	代表取締役社長 杉山　一
④ 事業内容		「携帯電話端末ソフトウェアの仕様策定、設計開発、品質評価」と「企業向けシステム、コンシューマー向けポータルサイト開発と品質管理」	「金融機関向けを中心とするシステム開発」「システムの運用・保守、ヘルプデスク」及び「ＩＴ関連商品の販売」
⑤ 資本金		1,513百万円	5,392百万円
⑥ 設立年月日		昭和58年３月24日	昭和43年１月19日
⑦ 発行済株式数		231,000株	34,570,051株
⑧ 決算期		10月31日	３月31日
⑨ 従業員数		（連結）939名	（連結）1,681名
⑩ 主要取引先		シャープビジネスコンピュータソフトウェア株式会社、ソフトバンクモバイル株式会社、株式会社ＫＤＤＩテクノロジー	みずほ情報総研株式会社、富士通株式会社、株式会社富士通アドバンストソリューションズ、株式会社ＮＴＴデータ、ＮＴＴデータシステム技術株式会社
⑪ 主要取引銀行		みずほ銀行、三井住友銀行、三菱東京ＵＦＪ銀行、りそな銀行	三井住友銀行、みずほ銀行、りそな銀行、三菱東京ＵＦＪ銀行
⑫ 大株主及び持株比率		逸見　愛親（22.62%）	システムプロ（36.68%）
⑬ 当事会社間の関係		（平成21年９月30日現在）	
	資本関係	システムプロはカテナの発行済株式の12,679,700株（36.68%）を保有しており、カテナはシステムプロの持分法適用関連会社に該当します。また、カテナはシステムプロの発行済株式の3,141株（1.35%）を保有しております。	
	人的関係	システムプロの取締役のうち５名がカテナの取締役を兼務しています。また、システムプロの監査役のうち１名がカテナの監査役を兼務しています。	
	取引関係	システムプロはカテナとの間に業務委託及びシステム商品購入等の取引関係があります。	
	関連当事者への該当状況	カテナは、システムプロの持分法適用関連会社であり、関連当事者に該当します。	

⑭ 最近３年間の経営成績及び財政状態

決算期	株式会社システムプロ（連結）			カテナ株式会社（連結）		
	平成19年10月期	平成20年10月期	平成21年10月期	平成19年３月期	平成20年３月期	平成21年３月期
連結純資産	4,982	5,229	6,189	10,609	11,875	12,667
連結総資産	8,275	8,384	8,501	31,026	31,041	28,088
1株当たり連結純資産（円）	21,314.61	23,225.67	27,538.54	321.37	325.36	353.59
連結売上高	7,930	9,603	8,161	40,775	43,129	37,211
連結営業利益	1,595	1,816	1,261	1,775	2,029	2,197
連結経常利益	1,555	2,153	1,258	1,564	1,849	2,039
連結当期純利益	849	1,275	1,180	1,079	1,169	1,069
1株当たり当期純利益（円）	3,681.71	5,661.90	5,285.51	34.86	36.53	31.13
1株当たり配当金（円）	1,400	2,400	2,400	5.00	7.00	8.00

（単位：百万円。特記しているものを除く。）

(5) 当該吸収合併後の吸収合併存続会社となる会社の商号、本店の所在地、代表者の氏名、資本金の額、純資産の額、総資産の額及び事業の内容

① 商号　シスプロカテナ株式会社
② 本店の所在地　横浜市西区みなとみらい二丁目２番１号
③ 代表者の氏名　代表取締役社長　逸見　愛親
④ 資本金の額　1,513百万円
⑤ 純資産の額　現時点では確定しておりません。
⑥ 総資産の額　現時点では確定しておりません。
⑦ 事業の内容　移動体高速データ通信機器及びシステムの開発・運用・サポート。金融機関向けを中心とするシステム開発。
ＩＴ商品の販売からシステムの企画・設計・開発、システムの保守・運用・ユーザーサポートまでのトータル・ソリューションの提供。

７．その他の注記

該当事項はありません。

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

平成21年12月14日

株式会社システムプロ
　取締役会　御中

あずさ監査法人

指定社員 業務執行社員　公認会計士　磯　貝　和　敏　㊞

指定社員 業務執行社員　公認会計士　中　村　宏　之　㊞

当監査法人は、会社法第444条第４項の規定に基づき、株式会社システムプロの平成20年11月1日から平成21年10月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。この連結計算書類の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社システムプロ及び連結子会社から成る企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

追記情報

連結注記表の重要な後発事象に関する注記に記載されているとおり、会社は平成21年12月14日開催の取締役会において、会社を吸収合併存続会社、カテナ株式会社を吸収合併消滅会社とし、平成22年４月１日を効力発生日（予定）とする吸収合併をすることを決議し、同日付で合併契約を締結した。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

連結計算書類に係る監査役会の監査報告

連結計算書類に係る監査報告書

当監査役会は、平成20年11月１日から平成21年10月31日までの第27期事業年度に係る連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書および連結注記表）に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

１．監査役および監査役会の監査の方法およびその内容

監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況および結果について報告を受けるほか、取締役等および会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、連結計算書類について取締役および使用人等から報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視および検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る連結計算書類について検討いたしました。

２．監査の結果

会計監査人あずさ監査法人の監査の方法および結果は相当であると認めます。

平成21年12月18日

株式会社システムプロ　監査役会

常勤監査役　川　口　幸　久　㊞

監　査　役　沼　尾　雅　徳　㊞

監　査　役　佐　藤　正　男　㊞

（注）監査役沼尾雅徳および監査役佐藤正男は、会社法第２条第16号および第335条第３項に定める社外監査役であります。

貸借対照表

（平成21年10月31日現在）

（単位：千円）

資産の部		負債の部	
科目	金額	科目	金額
流動資産	**3,629,006**	**流動負債**	**1,750,099**
現金及び預金	1,637,752	買掛金	124,466
売掛金	1,661,577	1年内返済予定の長期借入金	280,000
仕掛品	103,981	未払金	128,639
短期貸付金	1,761	未払費用	308,465
前払費用	78,814	未払法人税等	621,260
繰延税金資産	156,812	未払消費税等	24,948
その他	11,243	前受金	2,568
貸倒引当金	△22,936	預り金	20,664
固定資産	**4,699,048**	賞与引当金	239,086
有形固定資産	**187,139**	**固定負債**	**486,234**
建物	77,074	長期借入金	460,000
車両運搬具	11,082	預り敷金	26,234
工具、器具及び備品	78,221	**負債合計**	**2,236,334**
土地	20,760	**純資産の部**	
無形固定資産	**14,009**	**株主資本**	**6,091,720**
電話加入権	557	**資本金**	**1,513,750**
ソフトウェア	9,641	**資本剰余金**	**1,428,314**
のれん	3,809	資本準備金	1,428,314
投資その他の資産	**4,497,899**	**利益剰余金**	**3,607,018**
関係会社株式	4,231,168	その他利益剰余金	3,607,018
出資金	10	別途積立金	350
長期貸付金	2,255	繰越利益剰余金	3,606,668
敷金	264,465	**自己株式**	**△457,361**
資産合計	**8,328,055**	**純資産合計**	**6,091,720**
		負債・純資産合計	**8,328,055**

（注）記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

損　益　計　算　書

（自　平成20年11月１日
至　平成21年10月31日）

（単位：千円）

科目	金額	
売上高		7,804,360
売上原価		5,365,409
売上総利益		2,438,950
販売費及び一般管理費		1,178,483
営業利益		1,260,466
営業外収益		
受取利息	1,008	
受取配当金	103,375	
投資有価証券売却益	7,709	
受取賃料	29,373	
受取手数料	551	
補助金収入	1,584	
その他	3,124	146,727
営業外費用		
支払利息	23,304	
支払手数料	3,333	
賃貸費用	29,373	
その他	645	56,656
経常利益		1,350,537
特別利益		
子会社清算益	5,660	
関係会社株式売却益	965,827	
貸倒引当金戻入額	5,616	977,104
特別損失		
固定資産除却損	1,480	
投資有価証券売却損	6,331	7,811
税引前当期純利益		2,319,830
法人税・住民税及び事業税		796,191
法人税等調整額		119,561
当期純利益		1,404,077

（注）記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

（自　平成20年11月１日
至　平成21年10月31日）

（単位：千円）

	株主資本					
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		
				その他利益剰余金		利益剰余金合計
		資本準備金	資本剰余金合計	別途積立金	繰越利益剰余金	
平成20年10月31日残高	1,513,750	1,428,314	1,428,314	350	2,741,429	2,741,779
事業年度中の変動額						
剰余金の配当	－	－	－	－	△538,838	△538,838
当期純利益	－	－	－	－	1,404,077	1,404,077
事業年度中の変動額合計	－	－	－	－	865,239	865,239
平成21年10月31日残高	1,513,750	1,428,314	1,428,314	350	3,606,668	3,607,018

	株主資本		純資産合計
	自己株式	株主資本合計	
平成20年10月31日残高	△457,361	5,226,481	5,226,481
事業年度中の変動額			
剰余金の配当	－	△538,838	△538,838
当期純利益	－	1,404,077	1,404,077
事業年度中の変動額合計	－	865,239	865,239
平成21年10月31日残高	△457,361	6,091,720	6,091,720

（注）記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

個別注記表

１．重要な会計方針に係る事項

(1) 資産の評価基準および評価方法

① 子会社及び関連会社株式　　移動平均法による原価法を採用しております。

② その他有価証券

・時価のないもの　　移動平均法による原価法を採用しております。

③ たな卸資産の評価基準および評価方法

・仕掛品　　個別法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）を採用しております。

（会計方針の変更）

当事業年度より「棚卸資産の評価に関する会計基準」（企業会計基準第９号　平成18年７月５日公表分）を適用しております。

なお、この変更に伴う損益への影響はありません。

(2) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産　　定率法を採用しております。

ただし、建物(建物付属設備は除く)については、定額法を採用しております。なお、耐用年数および残存価額については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。また、取得価額が10万円以上20万円未満の資産については、３年間で均等償却する方法を採用しております。

② 無形固定資産　　定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（５年）に基づく定額法を採用しております。

(3) 引当金の計上基準

① 貸倒引当金　　債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

② 賞与引当金　　従業員の賞与支給に備えるため、賞与支給見込額の当事業年度負担額を計上しております。

(4) その他計算書類作成のための基本となる事項

消費税等の会計処理　　消費税および地方消費税の会計処理は、税抜方式を採用しております。

(5) 会計方針の変更

（リース取引に関する会計基準）

所有権移転外ファイナンス・リース取引については、従来、賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっておりましたが、当事業年度より、「リース取引に関する会計基準」（企業会計基準第13号（平成５年６月17日（企業会計審議会第一部会）、平成19年３月30日改正））および「リース取引に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第16号（平成６年１月18日（日本公認会計士協会　会計制度委員会）、平成19年３月30日改正））を適用し、通常の売買取引に係る会計処理によっております。

なお、リース取引会計基準の改正適用初年度開始前の所有権移転外ファイナンス・リース取引については、引き続き通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

この変更に伴う損益への影響はありません。

２．貸借対照表に関する注記

(1) 有形固定資産の減価償却累計額　330,994千円

(2) 関係会社に対する金銭債権、債務は次のとおりであります。

① 短期金銭債権	28,365千円
② 短期金銭債務	91,472千円
③ 長期金銭債務	26,234千円

３．損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

① 売上高	147,198千円
② 売上原価	917,848千円
③ 営業取引以外の取引高	132,748千円

４．株主資本等変動計算書に関する注記

自己株式の種類および株式数に関する事項

	前事業年度末株式数（株）	当事業年度増加株式数（株）	当事業年度減少株式数（株）	当事業年度末株式数（株）
普通株式	6,484	－	－	6,484
合計	6,484	－	－	6,484

５．税効果会計に関する注記

繰延税金資産の発生の主な原因別の内訳

（繰延税金資産）

賞与引当金	97,115千円
未払事業税	49,183千円
未払事業所税	3,720千円
未払費用	3,417千円
たな卸資産評価損	1,441千円
貸倒引当金	1,934千円
繰延税金資産計	156,812千円

法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳

法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異が法定実効税率の100分の５以下であるため記載を省略しております。

６．リースにより使用する固定資産に関する注記

リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引

(1) リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額および期末残高相当額

	取得価額相当額（千円）	減価償却累計額相当額（千円）	期末残高相当額（千円）
工具、器具及び備品	3,646	1,701	1,944

(2) 事業年度の末日における未経過リース料相当額

未経過リース料期末残高相当額

１年内	735千円
１年超	1,267千円
合計	2,002千円

(3) 支払リース料、減価償却費相当額および支払利息相当額

支払リース料	777千円
減価償却費相当額	729千円
支払利息相当額	61千円

(4) 減価償却費相当額の算定方法

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

(5) 利息相当額の算定方法

リース料総額とリース物件の取得価額相当額との差額を利息相当額とし、各事業年度への配分方法については、利息法によっております。

7．関連当事者との取引に関する注記

(1) 親会社および法人主要株主等

該当事項はありません。

(2) 役員および個人主要株主等

該当事項はありません。

(3) 子会社および関連会社等

属性	会社等の名称	資本金又は出資金(百万円)	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関係内容		取引の内容	取引金額(百万円)	科目	期末残高(百万円)
					役員の兼任等	事業上の関係				
子会社	㈱ProVision	60	ソフトウェア開発および支援技術支援	80.0	2名	業務委託事務所等の賃貸	業務委託(注２)	836	買掛金	61
							事務所等の賃貸(注1)	29	預り敷金	26
									前受金	2

(注) １．事務所の賃貸については、市場価格を勘案して一般取引条件と同様に決定しております。
２．業務委託については、市場価格を勘案して一般取引条件と同様に決定しております。

8．１株当たり情報に関する注記

(1) １株当たり純資産額　27,132円68銭

(2) １株当たり当期純利益　6,253円80銭

9．重要な後発事象に関する注記

連結財務諸表の注記事項として記載しているため、省略しております。

なお、詳細につきましては、連結注記表「６．重要な後発事象に関する注記」に記載のとおりであります。

10．その他の注記

該当事項はありません。

会計監査報告

独立監査人の監査報告書

平成21年12月14日

株式会社システムプロ
　取締役会　御中

あずさ監査法人

指定社員 業務執行社員　公認会計士　磯　貝　和　敏　㊞

指定社員 業務執行社員　公認会計士　中　村　宏　之　㊞

当監査法人は、会社法第436条第２項第１号の規定に基づき、株式会社システムプロの平成20年11月1日から平成21年10月31日までの第27期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。この計算書類及びその附属明細書の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

追記情報

個別注記表の重要な後発事象に関する注記に記載されているとおり、会社は平成21年12月14日開催の取締役会において、会社を吸収合併存続会社、カテナ株式会社を吸収合併消滅会社とし、平成22年４月１日を効力発生日（予定）とする吸収合併をすることを決議し、同日付で合併契約を締結した。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

監査役会の監査報告

監　査　報　告　書

当監査役会は、平成20年11月1日から平成21年10月31日までの第27期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1．監査役および監査役会の監査の方法およびその内容

監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況および結果について報告を受けるほか、取締役等および会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集および監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役および使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社および主要な事業所において業務および財産の状況を調査いたしました。また、取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第１項および第３項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容および当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）の状況を監視および検証いたしました。

子会社については、子会社の取締役および監査役等と意思疎通および情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。 以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告およびその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視および検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書および個別注記表）およびその附属明細書について検討いたしました。

2．監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

一　事業報告およびその附属明細書は、法令および定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

二　取締役の職務の執行に関する不正の行為または法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。

三　内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類およびその附属明細書の監査結果

会計監査人あずさ監査法人の監査の方法および結果は相当であると認めます。

平成21年12月18日

株式会社システムプロ　監査役会

常勤監査役　川口幸久　㊞

監査役　沼尾雅徳　㊞

監査役　佐藤正男　㊞

（注）監査役沼尾雅徳および監査役佐藤正男は、会社法第２条第16号および第335条第３項に定める社外監査役であります。

以　上

（参考資料５）

カテナ株式会社
第２回新株予約権
＜新株予約権の要領＞

本要領は、カテナ株式会社（以下「当社」という。）が、平成 16 年６月 29 日開催の当社第 37 期定時株主総会決議および平成 17 年１月 17 日開催の当社取締役会決議に基づき、平成 17 年１月 25 日に発行するカテナ株式会社第２回新株予約権（以下「本件新株予約権」という。）に適用されるものであり、以下の要領で、株主以外の者を含む新株予約権者に対して特に有利な条件で本件新株予約権を発行するものである。

1. 株主以外の者に対して特に有利な条件をもって新株予約権を発行することを必要とする理由
   当社ならびに当社子会社および関連会社の業務に従事する者の当社の企業価値向上に対する意欲を一層高めるため、ストックオプションとして本件新株予約権を発行するものである。
2. 発行の対象者
   本件新株予約権発行時における、当社ならびに当社子会社および関連会社の取締役、監査役、従業員、従業員としての採用予定者、ならびに当社の顧問、コンサルタント（以下「対象者」という。）とする。
3. 新株予約権の目的たる株式の種類
   当社普通株式とする。
4. 新株予約権の目的たる株式の数
   本件新株予約権の目的たる株式の数は、900,000株とする。
   なお、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により目的たる株式の数を調整するものとする。但し、かかる調整は、本件新株予約権のうち、当該時点で対象者が行使していない目的たる株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる１株に満たない端数については、これを切り捨てるものとする。

   調整後株式数＝調整前株式数×分割・併合の比率

   また、当社が他社と吸収合併若しくは新設合併を行い本件新株予約権が承継される場合、当社が他社と株式交換を行い完全親会社となる場合、または当社が新設分割若しくは吸収分割を行う場合、当社は必要な範囲で目的たる株式の数の調整を行うことができるものとする。

5. 新株予約権の総数
本件新株予約権の総数は、9,000 個とする（本件新株予約権１個あたりの目的たる株式数は、100 株とする。）。
6. 新株予約権の発行価額および発行日
無償にて発行し、発行日は平成 17 年１月 25 日とする。
7. 新株予約権の行使に際して払い込みをなすべき金額
本件新株予約権の行使に際して払い込みをなすべき１株あたりの金額（以下「行使価額」という。）は、発行日の属する月の前月の各日（取引が成立しない日を除く。）の東京証券取引所の当社普通株式の終値平均値または発行日の終値（取引が成立しない場合はそれに先立つ直近日の終値）のいずれか高い金額に 1.03 を乗じた金額とし、１円未満の端数は切り上げるものとする（本件新株予約権１個あたりの払込価額は、行使価額に、本要領第５項の本件新株予約権１個あたりの目的たる株式数を乗じた金額とする。）。
なお、本件新株予約権発行後に、当社が時価を下回る価額で新株を発行または自己株式を処分するとき（新株予約権および新株引受権の行使による場合を除く。）は、次の算式により行使価額を調整し、調整の結果生ずる１円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \dfrac{\text{新規発行株式数} \times \text{１株当たり払込金額}}{\text{分割・新規発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{分割新規発行による増加株式数}}$$

なお、上記算式において、「既発行株式数」とは当社の発行済株式総数から当社の保有する自己株式の総数を控除した数とし、また、自己株式を処分する場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に、「分割・新規発行前の株価」を「処分前の株価」に、それぞれ読み替えるものとする。
上記のほか、本件新株予約権発行後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整の結果生ずる１円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、当社が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い本件新株予約権が承継される場合、当社が他社と株式交換を行い完全親会社となる場合、または当社が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、当社は行使価額を調整することができる。

8. 新株予約権の行使期間

本件新株予約権の行使期間は、平成 17 年７月１日から平成 22 年６月 30 日までとする。ただし、行使期間の最終日が当社の休業日にあたるときはその前営業日を最終日とする。

9. 新株予約権行使の条件

(1) 対象者は、本件新株予約権の行使時において、当社ならびに当社子会社および関連会社の取締役、監査役、従業員、ならびに当社の顧問、コンサルタントその他これに準じる地位にあることを要する。

(2) 本件新株予約権の譲渡、質入その他一切の処分は認められないものとする。

(3) 対象者が死亡した場合、その相続人が本件新株予約権を行使することができる。

(4) その他権利行使に関する条件については、本株主総会以後に開催される取締役会決議により決定し、対象者との間で締結する新株予約権付与契約に定めるものとする。

10. 新株予約権の消却事由および条件

(1) 当社が消滅会社となる合併契約書が承認されたとき、当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案ならびに株式移転の議案につき株主総会で承認されたときは、取締役会の決議をもって、本件新株予約権の全部を無償で消却することができる。

(2) 対象者が、権利を行使する条件に該当しなくなった場合、また、対象者が本件新株予約権の全部または一部を放棄した場合は、当社はその新株予約権を無償で消却することができる。

11. 新株予約権の譲渡制限

本件新株予約権を譲渡するためには、取締役会の承認を要する。

12. 新株予約権証券の発行

当社は、新株予約権者の請求がある場合に限り、本件新株予約権を表章する新株予約権証券を発行する。ただし、当社が別に定める場合はこの限りではない。

13. 新株予約権の行使により発行する新株の発行価額中資本に組み入れない額

(1) 本件新株予約権の行使により当社が新株を発行する場合における新株１株あたりの発行価額（以下「１株あたり発行価額」という。）中資本に組み入れない額は、１株あたり発行価額から、資本を組み入れる額を減じた金額とする。資本に組み入れる額とは、１株あたり発行価額に 0.5 を乗じた金額とし、計算の結果１円の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とする。

(2) １株あたり発行価額は、行使価額とする。

14. 新株予約権の行使により発行する新株に対する配当金

本件新株予約権の行使により当社が新株を発行する場合における新株に対する最初の利益配当金は、本件新株予約権の行使がなされたときの属する営業年度の初めにおいて本件新株予約権の行使がなされたものとみなしてこれを支払う。ただし、当社が商法第 293 条ノ５および当社定款第 36 条に規定する中間配当を実施する場合、本件新株予約権の行使が４月１日から９月 30 日までになされたときは４月１日に、10 月１日から翌年３月 31 日までになされたときは 10 月１日に、それぞれ本件新株予約権の行使があったものとみなしてこれを支払う。

15. 株式交換および株式移転における本件新株予約権に係る義務の承継

(1) 当社は、当社を完全子会社とする株式交換（以下「本株式交換」という。）に際して、株式交換契約書の記載に従い、本件新株予約権に係る義務を本株式交換によって完全親会社たる会社（以下「完全親会社」という。）に承継させることができる。

(2) 前号の場合における本件新株予約権に係る義務の承継に関する決定の方針は以下のとおりとする。ただし、株式交換契約書において別に定める場合はこの限りではない。

①承継される新株予約権（以下「承継新株予約権」という。）の目的たる完全親会社の株式の種類

普通株式

②承継新株予約権の目的たる完全親会社の株式の数

承継時の承継新株予約権の目的たる完全親会社の株式の数（以下「承継新株予約権目的株式数」という。）は、次の算式により算出され、算出の結果生じる１株未満の端数を切り捨てる。

承継新株予約権目的株式数＝目的株式数×株式交換契約書に定める当社の株式１株に対する完全親会社の株式の割当ての比率（以下「割当比率」という。）

なお、承継後の完全親会社の株式分割もしくは株式併合または合併等における承継新株予約権目的株式数の調整は、本要領第４項および新株予約権割当契約第４条を準用する。この場合、同項および同条における「当社」は「完全親会社」と、「目的株式数」は「承継新株予約権目的株式数」と、それぞれ読み替える。

③承継新株予約権の行使時の払込金額

承継新株予約権１個あたりの承継新株予約権の行使時の払込金額（以下「承継新株予約権払込金額」という。）は、当該時点における承継新株予約権１株あたりの払込金額（以下「１株あたり承継新株予約権払込金額」という。）に承継新株予約権目的株式数を乗じた金額とし、算出の結果生じる１円未満の端数を切り上げる。ただし、いかなる場合においても、承継新株予約権払込金額は払込金額を上回らない。

承継時の１株あたり承継新株予約権払込金額は、次の算式により算出され、算出の結果生じる１円未満の端数を切り上げる。

$$\text{１株あたり承継新株予約権払込金額} = \text{行使価額} \times \frac{1}{\text{割当比率}}$$

なお、承継後の完全親会社の株式分割もしくは株式併合または合併等における１株あたり承継新株予約権払込金額の調整は、本要領第７項および新株予約権割当契約第４条を準用する。この場合、同項および同条における「当社」は「完全親会社」と、「行使価額」は「１株あたり承継新株予約権払込金額」と、それぞれ読み替える。

④承継新株予約権の行使期間

本株式交換の日から平成 22 年６月 30 日まで

⑤承継新株予約権の行使の条件、消却の事由および条件ならびに譲渡制限

承継新株予約権の行使の条件、消却の事由および条件ならびに譲渡制限は、それぞれ本要領第９項ないし第 11 項を準用する。この場合、本要領第９項第１号および第 10 項における「当社」は「完全親会社」と読み替える。

(3) 当社は、当社を完全子会社とする株式移転（以下「本株式移転」という。）に際して、株式移転の決議に従い、本件新株予約権に係る義務を本株式移転によって完全親会社たる会社に承継させることができる。

(4) 前号の場合における本件新株予約権に係る義務の承継に関する決定の方針は第２号を準用する。この場合、同号における「株式交換契約書」は「株式移転の議案」と読み替える。ただし、株式移転の議案において別に定める場合はこの限りではない。

16. 細目事項

本件新株予約権に関するその他の細目事項については、本株主総会以後に開催される取締役会決議によるものとする。

以　上

株主総会会場ご案内図

東京都江東区潮見２丁目10番24号
カテナ株式会社　本社ビル　４階会議室
電話03－3615－3211

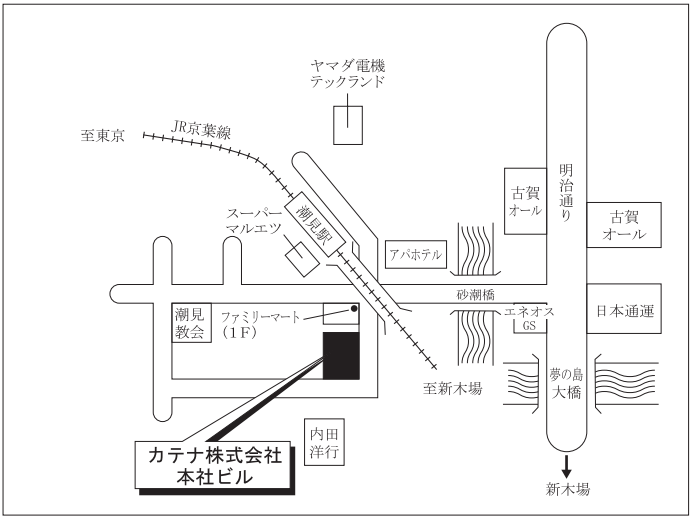

（交通）　JR京葉線　潮見駅下車　徒歩５分
快速電車は停車いたしませんので、**各駅停車**の電車をご利用ください。

（お願い）　駐車場のご用意はいたしておりませんので、お車でのご来場はご遠慮くださいますようお願い申しあげます。